小松市新ごみ処理施設整備事業及び運営事業様式集

（Excel版）（2）

平成26年9月30日

小松市

様式第13号-第1編
設計数値表
※見積要求水準書より仕様入力部抜粋

項目	仕様	仕様（提案内容）
第1編　共通事項		
第1章　本要求水準書の位置づけ		
	本要求水準書は、小松市（以下、「市」という。）が実施する小松市新ごみ処理施設の設計・建設及び運営を行う「小松市新ごみ処理施設整備事業及び運営事業」（以下、「本件事業」という。）に関し、市が入札参加者に対して要求する仕様やサービスの水準を示したものである。	
	なお、本件事業の要求水準を満足することを前提として、創意工夫を発揮した自由な提案やそれを上回る提案を妨げるものではない。	
	また、本要求水準書は、本件事業の基本的な内容について定めるものであり、本件事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても事業者の責任においてすべて完備又は遂行するものとする。	
(1)記載事項の補足等		
	本要求水準書で記載された事項は、設計・建設業務、運営業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回ることを妨げるものではない。本要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設を設計・建設、運営するために必要と思われるものについては、すべて建設事業者及び運営事業者の責任において用意するものとする。なお、その際に用意する設備の形式、数量等の仕様については、市が要求するサービスの水準や安全性、他事例等に十分配慮したものとし、仕様に係る詳細は別途協議とする。	
(2)設備設置の選択に係る取扱い		
	本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下の取扱いとする。	
ア カッコ書きで「必要に応じて設置」と記述されていないもの		
	市が設置することを要件と考えるものである。同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、特記事項や注釈にて選択が認められているもの、明確な理由があるもののうち市が妥当と判断したものに限り、設備の変更又は設置しない選択を可とする。	
イ カッコ書きで「必要に応じて設置」と記述されているもの		
	設置の有無については提案とする。	
(3)仕様記述方法の取扱い		
	本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下の取扱いとする。	
ア【　】書きで仕様が示されているもの		
	市が標準仕様と考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、市が妥当と判断した場合に変更を可とする。	
イ【　】書きで仕様が示されていないもの		
	提案とする。	
ウ【　】が無く仕様が示されているもの		
	市が指定する仕様であって、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり市が認める場合に変更を可とする。	
(4)参考図書の取扱い		
	要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものや設計する上での材料を提供するものである。「（参考）」と記載されたものについて、施設を設計・建設及び運営するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において実施しなければならない。	
(5)添付資料の取扱い		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	添付資料のうち、表題に「標準案」と示すものは市が標準と考えるものであるが、要求水準書内に記述された条件や要求水準を満足する範囲において、提案を妨げるものではない。また、本要求水準書内で選択や自由を認めている部分については、それを優先する。	
(6)契約金額の変更		
	上記(1)の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、市が示す内容に変更がある場合は、市と建設事業者の間で協議を行う。	
第2章　用語の定義		
	「要求水準書　本編　表１－１　用語の定義」参照	
第3章　本件事業の概要		
3．1　本件事業の基本事項		
3．1．1　本件事業の目的		
	一般廃棄物（ごみ）の処理は市町村固有の事務とされ、市民の健康で文化的な生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。	
	一方、一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの生活環境の保全や公衆衛生の向上、ダイオキシン類対策をはじめとする公害防止という段階をさらに進め、循環型社会の形成や地球温暖化防止等を目指すものとなってきている。	
	そのような中、市では、環境美化センター焼却施設で焼却処理を行っている。しかし、稼動後30年が経過しており、老朽化が進んでいる状況にある。また、維持修繕費の増加や故障による機能停止等の懸念が年々増大すると同時に、余熱の有効利用等、時代が求めるニーズに十分に対応することが困難になってきている。	
	本件事業の目的は、一般廃棄物の適正処理を推進し、環境負荷の低減を図ると同時に、多様化する時代のニーズに対応する新たなごみ処理システムの中核となる新ごみ処理施設（高効率ごみ発電施設）を環境美化センター焼却施設の更新施設として敷地内に新しく整備するとともに、サービスの向上と経済性を追求した運営を実施するものである。	
3．1．2　事業名		
	小松市新ごみ処理施設整備事業及び運営事業	
3．1．3　事業期間		
	事業期間は、事業契約締結日から平成50年6月30日までの約23年間とする。	
3．1．4　業務の構成		
	本件事業は主として次に示す2つの業務から構成されるものとする。各業務の諸元は次に示すとおりとする。	
(1)小松市新ごみ処理施設の設計・建設に係る業務		
ア 工事名	小松市新ごみ処理施設建設工事	
イ 建設場所	石川県小松市大野町信三郎谷1番地外	
ウ 工事内容	小松市新ごみ処理施設の設計・建設	
エ 業務期間	事業契約締結日から平成30年6月30日までの約3年間	
(2)小松市新ごみ処理施設の運営に係る業務		

項目	仕様	仕様（提案内容）
ア 委託名	小松市新ごみ処理施設運営業務委託	
イ 委託内容	小松市新ごみ処理施設の運営、受付・計量、運転管理、点検・検査・補修・更新・用役管理等	
ウ 業務期間	平成30年7月1日から平成50年6月30日までの20年間	
3.1.5 本件事業の対象となる公共施設等の種類		
	一般廃棄物処理施設	
3.1.6 公共施設の管理者		
	小松市長　和田 愼司	
3.1.7 事業方式		
	本件事業は、市の所有となる本件施設の設計・建設及び運営業務を事業者が一括して受託するDBO（Design Build Operate）方式にて実施する。	
	建設事業者は、本件施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行うものとする。また、運営事業者は、20年間の運営期間にわたって、本件施設の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行うものとする。なお、市は本件施設を30年間にわたって使用する予定であり、事業者は30年間の使用を前提として各業務を行うこととする。	
	市は、本件施設の建設に係る資金調達を行い、本件施設を所有するものとする。	
3.2 事業予定地		
3.2.1 事業予定地の概要		
	事業予定地は「添付資料1　事業実施位置図」に示すとおりである。	
	事業予定地は小松市中部に位置している。事業予定地には環境美化センター焼却施設のほか、リサイクルセンターや最終処分場が存在しており、その周辺は森林となっている。	
	水環境としては、事業予定地の東側に一級河川梯川が流れており、下流において前川が合流している。なお、排水路である小松市管理水路は梯川に合流している。	
3.2.2 敷地の範囲と工事範囲、業務範囲		
(1)敷地の範囲		
	市が所有する敷地の範囲と関連施設は「添付資料2　敷地平面図」のとおりである。	
	また、建築確認申請（計画通知）上は、赤線で示す範囲が一敷地であることからこの範囲とする。	
(2)工事範囲		
	工事範囲は「添付資料3　工事範囲平面図」に示すとおりである。ただし、工事範囲外においても仮設沈砂池の設置や撤去、電気や給水等の取合点以降の引込みに係る工事は行えるものとし、設計・建設業務に含む。	
(3)業務範囲		
	「要求水準書　本編　表１－２　業務範囲」参照	
3.2.3 計画地盤高		
	工場棟を設置する盤面の舗装後の計画地盤高は、FH=70.20とする。なお、造成工事からの引渡しGLはFH=70.00（計画地盤高-200mm）の粗造成渡しとする。なお、造成工事からの引渡しGLや計画地盤高の変更は認めない。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
３．２．４　地質		
	建設用地の地質は、「添付資料4　地質調査報告書（抜粋）」に示すとおりである。なお、土壌汚染対策法に係る土地の形質変更手続き（土壌汚染対策法第4条）及び調査報告（土壌汚染対策法第3条、5条）は、造成工事（別途工事）の着手前に市で実施する。また、調査報告において土壌汚染対策が必要となった場合の対策費用は市の負担とし、工期等に影響が生じる場合は別途協議を行う。	
	一方で、予期せぬ地中障害物が確認された場合は、撤去等に係る費用負担、工期等について別途協議を行う。	
３．２．５　土地利用規制		
(1)区域区分	指定なし	
	都市計画区域外であるが、都市施設（ごみ焼却場）として都市計画決定予定。	
(2)防火地区	指定なし	
(3)高度地区	指定なし	
(4)建ぺい率	指定なし	
(5)容積率	指定なし	
(6)高さの制限	指定なし	
(7)日影規制	指定なし	
(8)緑地率	指定なし	
(9)農業地域	農業振興地域及び農用地外	
(10)下水道計画区域	区域外	
(11)自然公園	国立・国定公園指定外、県立自然公園指定外	
(12)鳥獣保護区	指定外	
(13)保安林	指定外	
(14)河川保全区域	指定外	
(15)砂防指定区域	指定外	
(16)宅地造成工事規制区域	指定外	
(17)急傾斜地崩壊危険区域	指定外	
(18)その他	電波法第102条の2の規定に基づく「電波伝搬障害防止区域」には該当しない。	
３．２．６　降雪及び積雪		
	建設用地の降雪及び積雪に係る条件は、「表１３　建設用地の降雪及び積雪条件」に示すとおりである。	
	「要求水準書　本編　表１－３　建設用地の降雪及び積雪条件」参照	

様式第13号-2編
設計数値表
※見積要求水準書より仕様入力部抜粋

項目	仕様	仕様(提案内容)
第2編　小松市新ごみ処理施設に係る設計・建設業務		
第1章　総則		
1．1　設計・建設業務の基本事項		
1．1．1　適用範囲		
	本要求水準書第2編は、市が発注する「小松市新ごみ処理施設整備事業及び運営事業」のうち、設計・建設業務に適用する。	
1．1．2　設計・建設業務の概要		
(1)設計・建設を行う施設		
	設計・施工を行う本件施設の内訳は以下のとおりとする。	
ア 工場棟		
	処理対象物を処理するために必要なプラント設備の他、管理や見学者を受け入れるために必要な諸室や設備を有する。また、隣接するリサイクルセンターとの渡り廊下を設置する。	
イ 計量棟		
	市収集、許可業者及び一般持込等で搬入される一般ごみの他、リサイクルセンターの可燃物残さや搬出する資源物成形品等を計量するための計量機に併設して設置し、受付や料金の収受を行うための機能を有する。	
ウ 駐車場		
	運営に必要な車両を考慮した台数やスペースを有する。	
エ 構内道路		
オ 門扉		
カ 植栽		
キ その他関連する施設や設備		
	構内排水設備、構内照明設備等とする。	
(2)本件施設の基本条件		
ア 施設規模		
	計画ごみ質の範囲で110t/日(55t/24h×2炉)の処理能力を有する。	
イ 処理方式		
	ストーカ式焼却炉とする。	
ウ 稼働条件		
	1炉あたり年間280日以上の稼働が可能なこと。	
エ その他		
	小動物については専焼炉での処理とする。	
(3)設計・建設期間		
	事業契約締結日から平成30年6月30日までの約3年間	
1．1．3　敷地周辺設備		
	本件事業で利用するインフラ等の敷地周辺設備の利用条件、取合条件は以下のとおりとする。取合位置に係る詳細は「添付資料5　所掌区分図」を参照のこと。	
	なお、新ストックヤードや余熱利用施設等、本件施設の設計・建設期間以降に設置される各施設との取合条件については、「第2編　2．2　その他工事との調整」を参照のこと。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
⑴電気		
	市は、本件施設における一般高圧電線路との連系に係る送電設備の整備方法について、北陸電力株式会社と事前協議を実施しているところである。そのため、一般高圧電線路との取合点は電力会社との協議によるが「添付資料5　所掌区分図」に示す北陸電力柱と仮定する。設計・建設業務では、この電柱から一般高圧方式（6.6kV、1回線）で引込第1柱を新設し、地中にて引込みを行う。リサイクルセンターへの送電は本件施設より施設引渡時に行うものとし、取合点はリサイクルセンター受電盤とする。リサイクルセンターへの送電に必要な配管、配線等に係る工事及びリサイクルセンターへの既設引込設備の撤去工事の一切は設計・建設業務に含むものとし、詳細は別途協議とする。また、引込工事及び系統連系に係る工事負担金については建設事業者の負担とし、工事に使用する電源については建設事業者の負担とする。	
⑵用水		
	生活用水とプラント用水は上水とする。取合点は「添付資料5　所掌区分図」に示す「給水の取合点」の位置とする。上水の水質は、「添付資料6　上水水質分析結果」に示すとおりである。また、上水の引込みに際し、「添付資料5　所掌区分図」に示す受水槽の更新工事が設計・建設業務に含まれる。受水槽の更新に係る詳細は、「第2編　３．９．２　上水引込計画」に示すとおりとする。なお、上水の引込みに係る工事負担金が必要な場合は市の負担とし、工事に使用する上水については建設事業者の負担とする。また、地下水については、原則として使用不可とする。	
⑶排水		
	プラント排水及び生活排水はクローズドとし、外部への排水は行わないものとする。リサイクルセンターの排水は本件施設で処理、再利用（クローズド）するものとし、取合点は、「添付資料5　所掌区分図」に示す位置とする。	
	雨水排水は、構内雨水集排水設備から雨水取合点を通じ、小松市管理水路を経て梯川へ放流する。	
⑷電話・通信		
	電話及びインターネット配線は、電力引込第1柱を利用し、建設事業者にて引き込む。なお、工事に係る一切の費用は建設事業者の負担とする。	
⑸燃料		
	燃料は原則として灯油とし、本件施設で使用する液体燃料はできるだけ統一する。ガスは原則として使用しない。	
１．１．４　建設事業者の業務概要		
	建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本要求水準書に従って本件施設の設計・建設業務を行うこと。建設事業者が行う業務の概要は以下のとおりとする。	
	⑴建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本件施設の設計及び施工を行う。	
	⑵設計・建設業務の範囲は、基本設計、実施設計のほか、土木工事、建築物及びプラント設備の工事等、本件施設の整備に必要なものすべての工事を含む。	
	⑶建設事業者は、本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可手続、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定及び工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。ただし、建築確認（計画通知）等の許認可手続きにおいては、建築確認申請（適合判定を含む。）、中間検査並びに完了検査に必要な申請費用は建設事業者の業務範囲とする。	
	⑷建設事業者は、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等、行政手続に必要な書類の作成等の協力、支援を行う。	
	⑸⑴から⑷に係る具体的な業務の範囲は以下のとおりとする。	
ア 事前調査		
	必要な測量、地質調査、家屋調査等を行う。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
イ 建設用地における本件施設の配置		
	建設用地の全体計画、本件施設の配置、車両動線等の用地利用に係る設計を行う。	
ウ 本件施設の設計及び施工		
	工場棟のプラント設備をはじめ、会議室、見学者のための啓発設備及びそれを納める諸室等、計量棟への電力供給用設備及びこれらに関連する土木工事、構内道路、駐車場、門扉、植栽工事等の建築物等の設計及び施工を行う。	
エ 関連設備の整備等		
	見学者用説明・啓発機能調度品及び説明用パンフレットの納品、残土処理等を行う。	
	また、電波障害については、障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、市の要請に従い誠意をもって必要な協力や工事を行う。	
オ 環境影響評価書の遵守		
	建設事業者は、設計・建設業務において、環境影響評価書を遵守すること。また、市が実施する事後調査及びモニタリングにより、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、建設事業者の責任において対策を講ずる。なお、環境影響評価書は「添付資料17　環境影響評価書」に示すとおりである。	
カ 官公署等への申請		
	建設事業者は、自らの費用負担で本件事業に必要な申請手続きをするとともに、市が行う申請の協力を行う。なお、市が行う申請、届出は以下のとおりとする。	
	(ア)廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係の申請、届出	
	(イ)建築基準法関係の申請、届出	
	(ウ)森林法関係の申請、届出	
	(エ)大気汚染防止法関係の申請、届出	
	(オ)水質汚濁防止法関係の申請、届出	
	(カ)騒音規制法関係の申請、届出	
	(キ)振動規制法関係の申請、届出	
	(ク)労働安全衛生法関係の申請、届出	
	(ケ)消防法関係の申請、届出	
	(コ)その他必要な申請、届出	
キ 地元雇用や地元企業の活用		
	建設事業者は、設計・建設業務の実施に当たって、下請人等を選定する際は、地元企業（市内に本店（建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む。)を有する者。)の中から選定するよう努める。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努める。	
ク 周辺住民同意の取得等の住民対応		
	本件施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を市と連携して行う。	
ケ 運営事業者への本件施設の運転、維持管理、保守に係る指導		
コ 本件事業の実施に必要な部品の供給業務及び本件施設の運営への協力		
サ 法定資格者の配置		
	本件施設の設計・建設業務期間中に必要な以下の資格者の配置を行う。なお、配置する資格者については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の要件を満たすみなし設置者からの選任も可とする。	
(ア)第3種電気主任技術者		
(イ)第2種ボイラー・タービン主任技術者		
シ その他本件事業に必要なすべての業務		

項目	仕様	仕様（提案内容）
ス 建物内備品等の調達		
	建物内の備品、什器、物品は、すべて運営事業者の所掌とし、備品台帳を作成して管理する。なお、備品台帳の詳細については別途協議とする。	
１．１．５　市の業務概要		
(1)敷地の確保		
	市は、本件事業を実施するための敷地の確保を行う。	
(2)業務実施状況のモニタリング		
	市は、本件施設の設計期間、建設期間を通じ、本件事業に係る監督員を配置し設計についての承諾を行うとともに、工事監理を行う。工事監理では、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求める。	
(3)建設費の支払		
	市は、本件事業における設計・建設業務にかかる対価を建設事業者に対し、原則出来高に応じて年度ごとに支払う。	
(4)周辺住民同意の取得等の住民対応		
	市は、本件施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。	
(5)本件事業に必要な行政手続き		
	市は、本件事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続き等、各種行政手続を行う。	
(6)その他これらを実施する上で必要な業務		
１．２　基本条件		
１．２．１　処理対象物の種類		
(1)一般ごみ		
	市収集、許可業者若しくは一般持込により搬入した生ごみ、再生できない紙くず、汚れた食べ物の袋、衣類・布製品、木くず・木製品、小型家具及びプラスチック類等の可燃ごみをいう。ただし、臨時収集や不法投棄ごみ、天災ごみなどに由来するごみも含まれる（詳細は、「第2編　１．２．６　ごみの搬入形態」参照。）。	
(2)可燃性粗大ごみ		
	粗大ごみのうち、木製家具、畳、じゅうたん、マットレス、布団等の可燃性粗大ごみをいう。	
(3)可燃性残さ		
	リサイクルセンターからの処理残さ、選別残さのうち可燃性のものをいう。	
(4)小動物の死骸		
	事故又は駆除による小動物の死骸、家庭用ペットからの小動物の死骸であり、主に犬、猫であるが、その他としてタヌキ、ハクビシン等も搬入される（大型動物は埋立処分）。	
(5)災害廃棄物（非定常的に発生）		
	比較的大規模な天災（地震、風水害等）によって発生する廃棄物のうち、可燃性のものをいう。倒壊又は損壊した家屋や、故障、水没等により使用できなくなった家具、家財が主たる処理対象物であり、本要求水準書で定義する災害廃棄物は、原則としてリサイクルセンター等で破砕・選別処理された可燃性残さ、若しくは可燃ごみや可燃性粗大ごみのごみ質条件に合致するものをいう。	
１．２．２　計画処理量		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	計画処理量は、「表 2－1　計画処理量(ごみ)」及び「表２２　計画処理量(小動物)」に示すとおりとする。	
	また、「表 2－3　小動物焼却処理実績(参考)」に小動物の焼却処理実績を示す。	
	「要求水準書　本編　表 2－1　計画処理量(ごみ)」参照	
	「要求水準書　本編　表 2－2　計画処理量(小動物)」参照	
	「要求水準書　本編　表 2－3　小動物焼却処理実績(参考)」参照	
1．2．3　処理不適物		
	焼却処理が困難なものや設備に不具合が発生する処理不適物については、市と建設事業者及び運営事業者で協議の上で詳細な内容を規定する。	
1．2．4　計画ごみ質		
	計画ごみ質は、「表 2－4　計画ごみ質」のとおりとする。また、可燃分の元素組成(基準ごみ)は、「表 2－5　可燃分の元素組成(基準ごみ)」のとおりとする。なお、計画ごみ質には、一般ごみの他、可燃性粗大ごみ、可燃性残さを含むものとする。	
	「要求水準書　本編　表 2－4　計画ごみ質」参照	
	「要求水準書　本編　表 2－5　可燃分の元素組成(基準ごみ)」参照	
1．2．5　ごみ搬入日及び搬入時間		
	搬入日及び搬入時間は、以下のとおりとする。ただし、収集ごみと許可業者については年始(1月1日～1月2日の2日間)、直接搬入についてはお盆(8月15日～8月16日の2日間)と年末年始(12月31日～1月3日の4日間)については搬入日から除外する。ただし、搬入日以外や平日夜間等の搬入時間外についても、市が事前に指示する場合は、受入を行うものとする(想定外の事象が突発的に生じた場合、詳細は別途協議)。	
(1)収集ごみ:	毎週　月曜日から土曜日(祝日含む)	
	午前8時30分～午後3時30分、午後7時00分～午後10時00分	
(2)許可業者:	毎週　月曜日から土曜日(祝日含む)	
	午前8時30分～午後4時30分	
(3)直接搬入:	毎週　月曜日から土曜日(祝日含む)	
	午前8時30分～午後4時30分	
1．2．6　ごみの搬入形態		
	本件施設の処理対象物における通常時のごみの搬入形態は、「表 2－6　搬入形態等」に示すとおりとする。また、計量事務の流れ、料金支払いの有無及び車両の種類等の詳細は「添付資料7　計量及び車両条件一覧」のとおりである。なお、一般ごみに含まれるもののうち、非定常的に発生するものとして以下のものがある。	
(1)臨時収集		
	市民から市が一時期に多量の一般廃棄物の委託申込みを受け、臨時に収集するものである。1tトラック等で年36回程度搬入される。	
(2)特別事業		
	ボランティアにて木場潟や海岸等の清掃を行ったごみを市が臨時に収集するものであり、4tトラック等で年間2回(3月、6月)に搬入される。	
(3)不法投棄		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	不法投棄ごみを市が臨時に収集するものや、町内会が持込するものであり、軽トラック等で年間10回程度（可燃ごみとして400kg/年程度）搬入される。	
(4)天災ごみ		
	小規模の水害や個別家屋の火災等により発生した可燃ごみであり、最大4tダンプ車で臨時に持込されるごみである。	
	「要求水準書　本編　表２－６　搬入形態等」参照	
１．２．７　焼却灰及び飛灰処理物の搬出条件		
	焼却灰や飛灰処理物の搬出条件は「表２－７　最終処分物搬出条件」に示すとおりとする。	
	「要求水準書　本編　表２－７　最終処分物搬出条件」参照	
１．２．８　年間稼動日数及び稼働時間		
	(1)1日24時間連続運転とし、年間稼働可能日数は1炉280日以上とする。また、系列それぞれにおいて90日以上の連続運転が可能なものとする。	
	(2)施設引渡し後1年以内に系列それぞれにおいて90日以上連続運転の確認を行う。	
	(3)連続運転とは、処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。従って、連続運転中に非常停止、緊急停止等による処理システムの停止があってはならない。ただし、処理不適物の除去等により、処理システムの一部を停止又は予備系列への切り替え等のため、一時的にごみの供給等を停止することはこの限りでない。なお、風水害・地震等の大規模災害等不測の事態及び警報等に対する運転員の対応遅れにより、処理システムを停止した際の扱いについては、その都度協議する。	
	(4)安定運転とは、故障等により施設の運転を停止する（点検、清掃、調整、部品交換等に必要な短時間な運転停止を除く。）ことなく、定常運転状態を維持できる運転をいうものとする。	
１．２．９　変動係数		
	処理対象物の搬入量に係る変動係数は、「表２－８　変動係数（参考）」に示すとおりとする。	
	「要求水準書　本編　表２－８　変動係数（参考）」参照	
１．２．10　主要設備方式		
(1)運転方式		
	1炉1系列で構成し、定期補修時及び定期点検時においては、他系列は原則として常時運転できるものとし、共通する部分を含む設備の補修作業の安全が確保されるよう考慮する。	
(2)設備方式		
	仕様の概要は「表２－９　本件施設の仕様概要」のとおりとする。	
	「要求水準書　本編　表２－９　本件施設の仕様概要」参照	
１．２．11　公害防止基準		
(1)排ガス基準		
	煙突出口において、「表２－10　排ガス基準」に示す基準以下とする。	
	「要求水準書　本編　表２－10　排ガス基準」参照	
(2)排水に関する基準		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	プラント排水、生活排水はクローズドとし、外部への排水を行わないため、基準は定めない。	
(3)騒音基準		
	工場棟が定格負荷運転時に民家が隣接する西側の敷地境界線上（環境美化センター出入口より北側200m付近）において、「表２－11　騒音基準」の基準以下とする。	
	「要求水準書　本編　表２－11　騒音基準」参照	
(4)振動基準		
	工場棟が定格負荷運転時に民家が隣接する西側の敷地境界線上（環境美化センター出入口より北側200m付近）において、「表２－12　振動基準」の基準以下とする。	
	「要求水準書　本編　表２－12　振動基準」参照	
(5)悪臭基準		
	工場棟が定格負荷運転時に民家が隣接する西側の敷地境界線上（環境美化センター出入口より北側200m付近）及び排出口において、「表２－13　悪臭基準（敷地境界）」の基準以下とする。なお、プラント排水及び生活排水はクローズドのため、排水口に係る規制基準は設定しない。	
	「要求水準書　本編　表２－13　悪臭基準（敷地境界）」参照	
	「要求水準書　本編　図２－１　煙突及び排出口における規制基準算出式」参照	
(6)焼却灰及び飛灰処理物		
ア 溶出基準		
	飛灰処理物に対し、「表２－14　飛灰処理物の溶出基準」の基準以下とする。	
	「要求水準書　本編　表２－14　飛灰処理物の溶出基準」参照	
イ ダイオキシン類含有量		
	焼却灰及び飛灰処理物に対し、「表２－15　焼却灰及び飛灰処理物のダイオキシン類含有基準」の基準以下とする。	
	「要求水準書　本編　表２－15　焼却灰及び飛灰処理物のダイオキシン類含有基準」参照	
(7)作業環境基準		
	全炉定格負荷運転時に工場棟内において、「表２－16　作業環境基準」の基準以下とする。測定は、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）に準拠し、A測定、B測定、併行測定を行う。	
	「要求水準書　本編　表２－16　作業環境基準」参照	
１．３　関係法令等の遵守		
１．３．１　関連する法令の遵守		
	本件施設の設計及び施工に関して、遵守する関係法令等は以下のとおりとする。	
	(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	
	(2)再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）	
	(3)廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成10年生衛発第1572号）	
	(4)ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）	
	(5)ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成9年厚生省水道環境部通知衛環21号）	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(6)環境基本法（平成5年法律第91号）	
	(7)大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	
	(8)悪臭防止法（昭和46年法律第91号）	
	(9)騒音規制法（昭和43年法律第98号）	
	(10)振動規制法（昭和51年法律第64号）	
	(11)水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）	
	(12)土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）	
	(13)水道法（昭和32年法律第177号）	
	(14)下水道法（昭和33年法律第79号）	
	(15)浄化槽法（昭和58年法律第43号）	
	(16)計量法（平成4年法律第51号）	
	(17)消防法（昭和23年法律第186号）	
	(18)建築基準法（昭和25年法律第201号）	
	(19)建築士法（昭和25年法律第202号）	
	(20)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	
	(21)建設業法（昭和24年法律第100号）	
	(22)労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）	
	(23)労働基準法（昭和22年法律第49号）	
	(24)高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	
	(25)航空法（昭和27年法律第231号）	
	(26)電波法（昭和25年法律第131号）	
	(27)電気事業法（昭和39年法律第170号）	
	(28)電気工事士法（昭和35年法律第139号）	
	(29)河川法（昭和39年法律第167号）	
	(30)砂防法（明治30年法律第29号）	
	(31)森林法（昭和26年法律第249号）	
	(32)都市計画法（昭和43年法律第100号）	
	(33)電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）	
	(34)クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）及びクレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）	
	(35)ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）	
	(36)事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）	
	(37)いしかわ景観総合条例	
	(38)ふるさと石川の環境を守り育てる条例	
	(39)石川県バリアフリー社会の推進に関する条例	
	(40)小松市環境基本条例	
	(41)小松市公害防止条例	
	(42)小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	
	(43)小松市景観条例	
	(44)その他本件事業に関連する法令等	

項目	仕様	仕様（提案内容）
1．3．2 関連する基準・規格等の遵守		
	本件施設の設計及び施工に関して、準拠又は遵守する基準・規格等（最新版に準拠）は以下のとおりとする。	
	(1)ごみ処理施設整備の計画・設計要領2006改訂版（社団法人全国都市清掃会議）	
	(2)系統連系規程（平成24年8月　社団法人日本電気協会）	
	(3)設備形成ルール（高低圧編）等北陸電力株式会社が定める規定	
	(4)高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）高調波抑制対策技術指針（平成7年10月 社団法人日本電気協会）	
	(5)日本工業規格	
	(6)電気学会電気規格調査会標準規格	
	(7)日本電機工業会規格	
	(8)日本電線工業会規格	
	(9)日本電気技術規格委員会規格	
	(10)日本照明器具工業会規格	
	(11)公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	
	(12)公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	
	(13)機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	
	(14)電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	
	(15)工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）	
	(16)官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号）	
	(17)官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	
	(18)官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成18年3月31日国営整第157号、国営設第163号）	
	(19)建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	
	(20)建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	
	(21)煙突構造設計指針（平成19年11月社団法人日本建築学会）	
	(22)道路土工 各指針（社団法人日本道路協会）	
	(23)事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成4年　労働省告示第59号）	
	(24)その他関連規格、基準等	
1．4 設計・建設に係る基本事項		
1．4．1 基本設計		
	建設事業者は、事業スケジュールに遅滞がないよう、工事の基本設計に着手する。基本設計の作成後、設計の内容について市の承諾を得るため、基本設計に係る承諾申請図書を作成し市に提出する。	
	基本設計に係る承諾申請図書の承諾を得た上で、本件施設等の実施設計を開始する。なお、基本設計に係る承諾申請図書は、既提出の応募書類に基づくものとし、原則として内容の変更は認めない。	
	ただし、内容を上回り、かつ市が認めるものであれば、これを妨げるものではない。なお、基本設計に係る承諾申請図書の内容は、以下のとおりとする。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(1)施設概要	
	(2)設計基本数値	
	ア 施設計画基本数値	
	イ 主要施設（機器）設計計算書	
	ウ 設計仕様書（機械設備、電気設備、土木・建築設備）	
	エ 図面	
	オ 全体工事工程	
	カ その他	
1．4．2 実施設計		
	建設事業者は、基本設計に係る承諾申請図書について市の承諾を得た後、速やかに実施設計に着手する。実施設計の作成後、設計の内容について市の承諾を得るため、実施設計に係る承諾申請図書を作成し市に提出する。	
	実施設計に係る承諾申請図書の承諾を得た上で、本件施設等の施工を開始する。なお、実施設計に係る承諾申請図書は、既提出の基本設計に基づくものとし、原則として内容の変更は認めない。ただし、内容を上回り、かつ市が認めるものであれば、これを妨げるものではない。	
1．4．3 BIMモデルの作成		
	建設事業者は、基本設計及び実施設計の段階において、BIM（Building Information Modeling）モデル（コンピュータで構築する3Dの建物情報モデル）を作成し、設計検証を行うとともに、内部説明や啓発活動に利用できるように協力する。設計検証の対象は以下のとおりとするが、詳細は別途協議とする。なお、BIMモデルの作成において使用するソフトウェアは、「ifc形式」に対応したものとする。	
(1)基本設計時		
	ア プラットホーム、料金所におけるパッカー車等の搬入動線の妥当性検証	
	イ 内観、外観の検証（カラースキームを含む）	
(2)実施設計時		
	ア 内観、外観、見学者動線及び見学窓から見える見学対象の検証	
1．4．4 実施設計から工事までの手順		
	(1)建設事業者は、基本設計に基づき実施設計を行う。	
	(2)建設事業者は、実施設計に係る承諾申請図書として5部作成し、市に提出し承諾を得る。なお、実施設計に係る承諾申請図書の内容は、以下のとおりとする。	
	ア 承諾申請図書一覧表	
	イ 土木・建築及び設備機器詳細図（構造図、断面図、各部詳細図、組立図、主要部品図、建築意匠図、建築設備図、単線結線図、電気計装システム構成図、外構図、付属品図等）	
	ウ 各工事仕様書	
	エ 各工事計算書	
	オ 検査計画書	
	カ 工事工程表	
	キ 実施設計工程表	
	ク 数量計算書	
	ケ 工事内訳書	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	コ 鳥瞰図（方向を変えた2種類）	
	サ その他必要な図書	
	(3)市は承諾後、速やかに建設事業者に通知するが、市の承諾を得られない場合、建設事業者は合理的な理由がない限り、修正を行わなければならない。	
	(4)建設事業者は、実施設計に基づき工事を行うものとする。工事施工に際しては施工承諾申請図書を市に5部提出し、承諾を得る。なお、実施設計に係る承諾申請図書の内容は、以下のとおりとする。	
	ア 承諾申請図書一覧表	
	イ 土木・建築及び設備機器詳細図	
	ウ 施工要領書（設計要領書、搬入要領書、据付要領書を含む。）	
	エ 検査要領書	
	オ 計算書、検討書	
	カ その他必要な図書	
1．4．5 疑義		
	本件施設の設計・建設時に入札公告で示された要求水準書等に疑義が生じた場合は、市と建設事業者で協議の上、疑義に係る解釈の決定を行う。	
1．4．6 許認可		
	本件施設の施工に当たって、必要とする許認可については、建設事業者の責任と負担においてすべて取得する。ただし、取得に際して、市が担う必要があるものについては市が行うが、必要な協力を行う。	
1．4．7 工事		
	建設事業者は工事の着手、履行において次の点に留意すること。	
	(1)工事の開始に当たり、建設事業者は次に挙げた図書を適時に市に提出し、市の承諾を得る。なお、工事の進捗により図書の修正が必要となった場合は、適宜修正の承諾を得る。	
	ア 工事工程表	
	イ 建設工事請負契約書に記載された各種届け出やその他必要な書類	
	(2)建設事業者は、本件施設の設備の製造及び施工等を行うにあたり、事前に承諾申請図書の承諾を得ること。	
	(3)建設工事については、原則として、仮設工事も含めて工事範囲内で行うものとし、これにより難い場合は市と協議する。	
	(4)資格を必要とする作業は、監督員に資格者の証明の写しを提出する。また、各資格を有する者が施工しなければならない。	
	(5)建設事業者は工事の履行に際し、以下の環境保全対策に留意する。	
	ア 建設発生木材等の建設廃棄物は、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルに努めできるだけ廃棄物としての排出量の削減を行う。また、リサイクルが困難なものは適切に処分を行う。	
	イ 掘削土砂は、工事範囲内で利用することを優先するが、余剰分（残土）は「添付資料8　仮設計画図」に示す最終処分場の市が指定する場所に堆積する。ただし、岩は砕石することを条件とし、土と分けて配置する。また、転圧等の飛散防止対策を講じる。	
	ウ 必要に応じた散水、工事関係車両の洗浄や搬出入道路の清掃等、粉じん飛散防止対策を行う。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	エ 降雨に伴う濁水は、沈砂池又は沈殿槽で沈砂処理を行った後、仮設水路を経由して雨水排水の取合点に放流する。沈砂池、安全柵及び仮設水路等は不要となった時点で撤去し、必要に応じて埋め戻しを行う。なお、沈砂池又は沈殿槽の放流口に濁度計を設置し、管理を行う。	
	オ 工法の選定においては低騒音、低振動に配慮するとともに、建設機械においても低騒音型、低振動型、排ガス対策型等の使用に努める。また、運搬車や工事の集中を避ける等、騒音や振動、排ガス濃度の低減に努める。	
	カ 工事車両の進入は、現在利用している環境美化センターの出入口を利用する。工事期間中は、環境美化センター焼却施設やリサイクルセンター、最終処分場が稼働中であり、一般車両の通行もあるため、適宜交通誘導員を配置する等、事故や交通渋滞を防止する。	
	キ 資機材運搬車両が沿道を通行する際には、走行速度に留意し、出来るだけ車両騒音の発生を抑制する。	
	ク 土砂運搬車等、粉じんの飛散が起こりやすい工事用車両には、カバーシートを使用するなどの飛散防止対策を講じる。	
	ケ 工事関係車両により既存市道等の破損が生じた場合は、補修を行う。	
	コ 工事関係車両の搬入路の選定については、市と協議により決定する。また、集落周辺では走行速度を落とす等、騒音や振動等への配慮に努める。	
	サ 工事作業は、土日及び祝日を除く平日を原則とし、作業時間を8時～18時、工事用車両の走行を7時～19時に行う。なお、特殊車両による搬入等の例外措置については別途協議とする。	
(6)建設事業者は工事の履行に際し、以下の安全対策に留意する。		
	ア 建設事業者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火等を含む現場安全管理に万全の対策を講ずる。	
	イ 工事車両の出入りについては、周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内の汚れで泥等を持ち出す恐れのある時は、場内で泥を落とす等、周辺の汚損防止対策を講じるとともに、出入口付近の清掃に努める。	
	ウ 工事用資材の搬入車両の過積載が無いように注意を徹底する。	
	エ 工事中は騒音、振動発生を防止する。また、必要に応じ騒音、振動の測定を行う。	
1．4．8 安全衛生管理		
	建設事業者は、安全衛生管理に対し以下の点に留意して設計・建設業務を履行する。	
	(1)保守の容易な設備の設置、作業の安全の確保、各種保安装置、バイパスの設置及び必要な予備機器の確保、各種設備の適所への設置等、運転管理における安全の確保に配慮する。	
	(2)関連法令に準拠して、安全、衛生設備を完備する他、作業環境を良好な状態に保つように、騒音や振動の防止、必要換気量や必要照度及びゆとりあるスペースを確保する。	
	(3)室内騒音が約80デシベルを超えると予想されるものについては、機能上及び保守点検上支障のない限度において、減音対策を施す。騒音が特に著しい機器類は別室へ設置するとともに、部屋は吸音工事を施す。	
	(4)ダイオキシン類対策として、以下の事項に留意する。	
	ア 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年基発第401号の2）等、最新版の厚生労働省の通達、マニュアル、要綱等を遵守する。	
	イ 施設内の要所にエアシャワー室を設け、ダストの飛散を防止する。	
	ウ 補修要員の着衣は、場内で洗濯、乾燥するものとし、その排水は排水処理設備にて適正な水質に処理する。	
	エ ダイオキシン類の管理区域を明確にすること。非管理区域には管理区域を通過せずに往来できる動線を確保すること。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	オ 作業環境中のダイオキシン類は2.5pg-TEQ/m3以下とすること。	
	(5)硫化水素等の発生が認められる箇所には、密閉化又は局所排気装置等を設け、発散抑制対策を十分考慮すること。特に飛灰処理剤を直接扱う箇所等、硫化水素等にばく露する恐れのある所には、有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を完備すること。また、作業者等が見やすい場所に硫化水素等が人体に及ぼす作用、飛灰処理剤の取扱い上の注意事項及び中毒が発生した場合の応急措置等を記載したパネルを必要箇所に設置する等、厚生労働省、関係官公署からの通知、指導を遵守し、硫化水素等のばく露防止に努めること。	
1．4．9 環境保全		
	建設事業者は、その責任において周辺環境を考慮し、環境の保全に十分配慮して設計・建設業務を履行する。	
1．4．10 環境影響評価事後調査の実施、報告		
	工事時の事後調査（植物、動物の調査を除く）は、市と協議の上、工事期間中における適切な時期に市にて実施する。また、事後調査及びモニタリングにより、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、建設事業者の責任において対策を講ずる。	
1．4．11 別途工事との調整		
	(1)敷地内において市が発注した別途工事がある場合は、その工事の請負事業者との調整を率先して行い、その工事が円滑に施工できるよう協力すること。	
	(2)市は、施工監理の受託者（建設工事の施工監理者として市より委託する者。）とともに全体進捗状況の確認を行う。	
1．4．12 試運転		
	建設事業者は、順調かつ安定した連続運転ができることを確認するため、試運転とそれに係る調整を行う。試運転の前に、試運転の手順や日程及び要領等をまとめた試運転要領書を提出し、市の承諾を得るものとする。	
	建設事業者は、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、予備性能試験及び引渡性能試験を含む試運転を工期内に実施すること。試運転の期間（機器単体調整（無負荷運転調整）から竣工まで）は、原則180日程度とする。なお、本件施設の完成度が試運転の実施可能な段階に達したか否かは、建設事業者の判断によるものとする。	
	試運転に係る業務は、原則、建設事業者が行うものとし、試運転に必要な経費負担も建設事業者が負うものとする。ただし、試運転業務の一部を運営事業者へ委託する場合は、実施体制等を市に書類で提出し、責任の所在を明確にした上で市の承諾を得ること。	
	試運転期間中、故障又は不具合等が発生した場合には、建設事業者は責任をもってその故障又は不具合等の修復及び改善に当たるとともに、直ちに市に通報して状況説明を行うこと。	
	試運転に係る費用、責任分担は以下のとおりとする。	
	なお、試運転中につき品質が確認・確保できない等を理由に、売却できない資源物については、最終処分を可とする。ただし、特別管理一般廃棄物に該当する場合は別途協議とする（飛灰処理物を含む）。また、試運転により発生する焼却灰や飛灰処理物等については、市の埋立対象物であり、かつ埋立基準に合致するものに限り、隣接する最終処分場へ無償で処分することも可とする。ただし、搬出条件は「表２－７ 最終処分物搬出条件」に従うとともに、既設焼却施設で計量を行うものとする。	
	「要求水準書 本編 表２－７ 最終処分物搬出条件」参照	
(1)市の費用負担範囲		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	ア 試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）における負荷運転（処理対象物を投入した状態で行う一連の運転のことをいう。）を行うための処理対象物の提供に要する費用。	
(2)建設事業者の費用負担範囲		
	ア 試運転の実施に係る燃料費、副資材費、ユーティリティ費（水道料金、電気料金等）、人件費及び使用する機器・車両・備品等の維持に係る費用等。	
	イ 試運転により発生する運営事業者所掌で処分すべきものの処分に要する費用。	
	ウ 品質が確認・確保できない等を理由に売却できない資源物の処分に要する費用。	
	エ 予備性能試験及び引渡性能試験を実施する場合の計測及び分析等に係る費用。	
	オ 引渡性能試験において性能未達のために追加で実施する施設の改修に要する費用。	
	カ 建物内備品等の調達に係る費用（運営事業者自らが使用するものを除く。）。	
	キ 試運転により発生する電力の売却益。	
	ク その他、(1)に記載された項目以外の試運転に関連する費用。	
(3)運営事業者の費用負担範囲		
	ア 車両（重機を含む。）の調達に係る費用。	
	イ 建物内備品等の調達に係る費用（運営事業者自らが使用するものに限る。）。	
1．4．13　工事に伴う損傷等の復旧		
	建設事業者は、工事に伴って周辺道路や隣接地等に、汚染や損傷等を生じさせた場合は、市に報告するとともに早急に建設事業者の負担で復旧に努める。	
	設計・建設及び材質並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修・改造・改善又は取替を行う。ただし、風水害・地震等の大規模災害等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。	
1．4．14　保険への加入		
	建設事業者は、本件施設の工事期間中、少なくとも以下の保険に加入すること。保険金額等については建設事業者の裁量とする。	
	(1)組立保険	
	(2)建設工事保険	
	(3)第三者損害賠償保険	
1．4．15　材料及び機器		
	(1)使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、原則としてJIS等の規格品を使用する。特に高温部に使用されている材料は耐熱性に優れたものを使用する。なお、JISによらない場合は、JIS規格同等品以上の性能を有することや、(3)に規定する内容に合致することが確認できる書類を提出した上で、市の承諾を得る。	
	(2)酸・アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、耐腐食性に優れたものを使用する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(3)使用材料及び機器のメーカーは、建設事業者の自社製品を含め選定基準に係る資料を提出した上で、市の承諾を得る。また、機器のメーカーは、過去の実績・公的機関の試験成績等を十分検討の上、運営業務期間終了後も10年間にわたり使用することを見据え、補修や部品納品に係る利便性を考慮し、アフターサービス等に万全を期せるメーカーを選定する。なお、あらかじめ使用メーカーリストを提出し、市の承諾を得る。	
	(4)海外調達材料及び機器等を使用する場合は、下記を原則とし、事前に市の承諾を得る。	
	ア 本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できる。	
	イ 原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等とする。	
	ウ 国内の類似公共施設に建設工事請負事業者が納入し、過去の稼働実績がある。	
	エ 検査立会を要する機器・材料については、原則として国内において市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できる。	
	オ 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有する。	
	カ 海外調達品について、品質管理計画書を作成し、市の承諾を受けた後に製作にあたる。	
	キ 品質管理計画にあたって、必要となる中間工程における管理や検査については、原則として全て建設事業者が実施する。	
1．4．16　各工事積算内訳書の作成		
	建設事業者は、各工事積算内訳書を作成して市へ提出する。	
1．4．17　予備品・消耗品の納品		
	建設事業者は、本件施設に係る予備品（2年分）及び消耗品（1年分）を納品するものとし、事前にそのリストを作成し市へ提出し、市の承諾を得る。	
	予備品は、保証期間に必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、寿命が1年を超える消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とする。消耗品は、運転により確実に損耗し、寿命が短い部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とする。その数量、リスト表（入手可能期間を明記。）を作成し、承諾図書に添付する。原則として対象機器ごとに収容箱に入れ納入する。	
1．4．18　完成図書		
	建設事業者は、工事竣工に際して完成図書として次のものを提出する。	
(1)竣工図	2部	
ア 金文字製本（A4判）		
イ 見開き製本（見開きA3判）		
ウ 原図（CAD電子データ）		
(2)構造計算書、確認申請書	3部	
(3)検査及び試験成績書	2部	
(4)取扱説明書	5部	
(5)機器台帳	2部	
(6)機器履歴台帳	2部	
(7)試運転報告書（予備性能試験を含む）	5部	

項目	仕様	仕様（提案内容）
(8)引渡性能試験報告書	5部	
(9)工程ごとの工事写真	1部	
(10)特許一覧表	2部	
(11)竣工写真（プロ撮影）キャビネ判	各3部	
(12)打合議事録、工事日報等その他指示する図書	各3部	
(13)工事過程説明用ビデオ映像（電子記憶媒体）	1式	
(14)パンフレット	1式（内容は協議による。）	
(15)運営マニュアル	1式	
	CAD図面や計算書等、電子記憶媒体で提出できるものは、媒体に収録したものも併せて提出する。なお、ファイル形式はPDFファイルを基本とするが、竣工図、工程ごとの工事写真、竣工写真、工事過程説明用ビデオ映像、パンフレット、その他市が指示する図書のファイル形式については市と協議する。	
1．5　工事監理		
1．5．1　監督員等による監理及び検査		
	(1)市は、市が設計・施工監理を行う者として、監督員（以下「監督員」という。）を定める。	
	(2)市は、建築基準法第5条の4第4項の規定に基づき工事監理者を定める（委託する場合を含む）。	
	(3)市は、市が検査を行う者として、検査員（以下「検査員」という。）を定める。	
	(4)監督員は、プラント設備、建築物等の設計・施工監理を行う。	
	(5)工事監理者は、建築士法第2条第7項の規定に基づき、本件施設が実施設計等に適合するよう工事監理を行う。	
	(6)検査員は、次の検査等を行うものとする。	
	ア 竣工検査	
	工事が完了し、建設事業者から工事完成届の提出があったときに行うものであり、工事の完成を確認するための検査。	
	イ 出来形検査	
	工事出来形査定願書が提出され、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等を確認するための検査。あるいは、契約解除に伴う出来形部分等に対して行う検査。	
	ウ 部分使用検査	
	工事目的物の引渡し前に使用しようとするとき、当該部分を確認するための検査。	
	エ 中間検査	
	適正かつ円滑な工事施工に資するため、工事途中において行う検査。	
	オ 工事点検	
	適正かつ円滑な工事施工に資するため、必要に応じ工事現場を視察し、施工体制の確認等をするための点検。	
	(7)前項の検査は、建設事業者より市が各通知を受けた日から14日以内に建設事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を通知する。	
	(8)検査員が行う出来形検査等において、既成部分の完成を確認した場合においても、市が当該既成部分の引渡しを受けるものと解してはならず、正式引渡しが完了するまでの保管はすべて建設事業者の責任とする。	
	(9)検査員は、竣工検査、出来形検査、部分使用検査、中間検査及び工事点検のほかに、この契約の適正な履行を確保するために必要であれば、本件施設の建設工事の中途においても随時検査を行うことができる。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
1．6　現場管理		
1．6．1　現場管理		
	(1)資材置場、資材搬入路、仮設事務所等の仮設計画については市と十分協議し、他の工事への支障が生じないように留意する。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努める。	
	(2)工事中は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年建設省告示第1536号）で規定された機械の使用等、騒音や振動の発生の防止に努める。また、必要に応じ騒音、振動の測定を行う。	
	(3)工事車両は、敷地内で車輪、車体に付着した土砂を洗浄し、退出する。	
	(4)工事に際して生じる発生残材は、原則として構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）や建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省経建発第3号）及びその他関係法令等に従い、適正に処理し市に報告する。	
	(5)現場は、常に保安、安全上の必要な処置をとるとともに、整理整頓を励行し清潔にする。また、火災や盗難等の事故防止にも努める。	
	(6)工事資材等の搬入が極端に集中しないように、搬入時期や時間の分散に努める。	
1．6．2　安全管理		
	工事中の危険防止対策を十分行い、併せて作業従業者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。	
1．6．3　仮設工事		
	(1)工事に必要な仮設工事は、提案によるものとする。	
	(2)正式引渡しまでの工事用電力、電話及び用水は建設事業者の負担にて、関係機関と協議の上、諸手続きをもって実施する。	
	(3)工事用電力及び電話を外部（北陸電力㈱、NTT西日本（西日本電信電話㈱））より引き込む場合の取合点は「添付資料5　所掌区分図」による。	
	(4)敷地内に敷設する仮設道路については市と協議の上、施工する。	
	(5)市と協議の上、建設事業者の負担で監督員（含む事務関係）と施工監理者用の各現場事務所を別室にして設置する。使用人数は監督員用として10名、施工監理者用として6名を見込み、それぞれの広さは市と協議する。	
	(6)仮設事務所内には、監督員、施工監理者及び建設事業者が定例会議を行うこと等を目的に、30名程度が収容可能な会議室を設ける。	
	(7)監督員及び施工監理者用の各現場事務所には電話、FAX、パソコン、プリンター（コピー複合機も可）、コピー機、冷暖房、冷蔵庫、厨房器具、ロッカー、事務机、白板、長机、書棚、便所（室内）等必要な備品及び消耗品を用意する。内容、仕様、数量等は市と協議する。なお、パソコンについては、それぞれがインターネットを利用できるとともに、各パソコンからプリンターに出力可能なようにネットワークを構築する。	
	(8)周辺住民への情報提供のため、工事の進捗状況を報せる掲示設備を設ける。	
	(9)「添付資料8　仮設計画図」に示す網掛け部分は仮設工事（駐車場、現場事務所、資材置場等）にのみ利用可とし、これに使用する用地は、敷地引渡し後竣工までの期間において無償貸与とする。ただし、ごみの搬入車、搬出車等と動線を共用するため、これらの場所を利用する場合は、安全確保に十分配慮する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(10)工事中の排水は、工事範囲内に仮設沈砂池等を設置して濁水処理を行い、「添付資料5　所掌区分図」に示す造成工事で敷設する雨水取合点を経由して「添付資料8　仮設計画図」に示す洪水調整池に放流する。なお、仮設沈砂池、安全柵及び仮設水路は不要になった時点で撤去し、必要に応じて埋め戻しを行う。	
1．7　性能保証		
	建設事業者は、建設工事期間中に予備性能試験及び引渡性能試験を行い、本要求水準書で要求する性能を満足していることを確認する。	
1．7．1　予備性能試験		
	引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために、建設事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に市に提出する。建設事業者は、あらかじめ市と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した予備性能試験要領書を作成し、市の承諾を得る。予備性能試験の試験項目や試験方法は、原則として引渡性能試験に準ずるが、詳細は別途協議とする。なお、予備性能試験期間は3日以上とする。	
	予備性能試験成績書は、試験期間中の処理実績及び運転データを記録、整理して作成する。	
	ただし、性能が発揮されない場合は、建設事業者の責任において対策を施し引き続き試験を実施する。	
1．7．2　引渡性能試験		
(1)引渡性能試験の実施方法		
	ア 試験は市立会いのもと、後述の「要求水準書　本編表 2－17　引渡性能試験方法」に基づいて実施する。	
	イ それぞれの項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行う。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を市と協議の上、実施する。	
	ウ 試験は工事期間中に行うものとし、あらかじめ市と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、市の承諾を得る。	
	エ 試験に先立って2日以上前から定格運転に入るものとし、引き続き処理能力に見合った焼却量における試験を3日以上連続して行うものとする。	
(2)引渡性能試験の実施条件		
	引渡性能試験は次の条件で行うものとする。	
	ア 計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、市の承諾を得て他の適切な機関に依頼する。	
	イ 原則として全炉同時運転により実施する。	
	ウ 試験の結果、性能が満足されない場合は、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行う。	
	エ 試料の採取場所、採取方法、分析方法の根拠となる各種法令、告示、マニュアル等は、引渡性能試験実施時期において最新のものとする。	
1．7．3　軽負荷試験		
(1)確認方法		
	予備性能試験及び引渡性能試験に続き、監督員の指定する焼却炉1基について、設備能力の70％程度の軽負荷運転を実施する。実施時間は連続12時間以上とする。	
(2)確認項目		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	排ガス、焼却灰、飛灰処理物の性状、ガス滞留時間、水収支バランスの確保等、施設が安定的に稼働することを確認する。詳細は別途協議とする。	
⑶運転要領		
	建設事業者は、実施内容及び運転計画を記載した軽負荷運転要領書を作成し、市の承諾を得た後、試験を実施する。	
⑷試験結果の報告		
	建設事業者は軽負荷運転の結果を、予備性能試験及び引渡性能試験の成績書に含め、報告する。	
１．７．４　保証事項		
⑴責任施工		
	本件施設の処理能力及び性能はすべて建設事業者の責任により発揮させなければならない。また、建設事業者は本要求水準書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、市の指示に従い、建設事業者の負担で施工しなければならない。	
⑵性能保証事項		
	「要求水準書　本編　表２－17　引渡性能試験方法」に記載されたすべての保証条件に適合すること。	
	「要求水準書　本編　表２－17　引渡性能試験方法」参照	
１．８　かし担保		
１．８．１　設計に係るかし担保		
	建設事業者は、本件施設等の実施設計を行うため、設計に係るかしについてはすべての責任を負い、市の承諾申請図書等の承諾行為が、建設事業者の設計に係るかしの責任を回避するものではない。	
	ただし、市が提供する本要求水準書等や市の指示に誤りがあった場合は、この限りでない。	
	⑴承諾申請図書に記載した本件施設の性能及び機能は、すべて建設事業者の責任において保証する。	
	⑵正式引渡し後、本件施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、確認試験要領書を作成し市の承諾を得た上で、建設事業者の負担において確認試験を行う。確認試験は、市の指定する時期に行うこととし、事前に試験要領書を作成し市の承諾を得る。調査・検討及び確認試験に要する費用はその結果に関わらず建設事業者負担とする。	
	⑶確認試験の結果、性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善する。	
	⑷設計上のかしが確認され市が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。	
	⑸設計に係るかし担保期間は、原則として正式引渡し後10年間とする。	
１．８．２　施工に係るかし担保		
	⑴建築工事関係のかし担保（建築機械設備、建築電気設備を含む。）	
	建築工事関係のかし担保期間は原則として正式引渡し後2年間とするが、防水工事等に関するかし担保期間については下記のとおりとする。ただし、そのかしが建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、正式引渡し後10年間とする。	
	なお、建設事業者は、防水工事等につき、下記記載の期間にわたる保証に係る保証書を提出する。	
ア アスファルト防水		
(ア)コンクリート(モルタル)保護アスファル	10年保証	

項目	仕様	仕様(提案内容)
(イ)断熱アスファルト防水	10年保証	
(ウ)露出アスファルト防水	10年保証	
(エ)シャワー室アスファルト防水	10年保証	
イ 合成高分子ルーフィング防水	10年保証	
ウ 塗膜防水	10年保証	
エ モルタル防水	5年保証	
オ 躯体防水	5年保証	
カ 仕上塗材吹き付け	10年保証	
キ シーリング材	5年保証	
ク 水槽類の防食層	5年保証	
(2)プラント工事関係のかし担保		
	プラント工事関係のかし担保期間は原則として正式引渡し後2年間とするが、耐火物等に関するかし担保期間については下記のとおりとする。ただし、そのかしが建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、正式引渡し後10年間とする。	
ア 焼却炉及びボイラの耐火物、各種火格子及	2年	
イ 稼動部分	2年	
	(プラントを構成する各要素のうち、そのものの本来の機能を発揮させるために機械的に連続して駆動する機構を有するものをいう。)	
ウ ボイラ設備(ボイラ本体)	5年	
エ ろ過式集じん器ろ布(焼却炉用、環境用)	2年	
オ 振動部(コンベヤ類)のエキスパンション材	1年	
(3)かし担保による損害賠償		
	施工上のかしが確認され市が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。	
1．8．3 かし検査		
(1)かしの確認		
	市は施設の機能及び性能等に疑義が生じた場合には、建設事業者に対し、かしの確認を行わせることができるものとする。かしの有無については、適宜かし確認試験を行い、その結果を基に判定するものとする。	
(2)かし確認試験		
	建設事業者は市との協議に基づき、かし確認試験要領書を作成し、市の承諾を得るものとする。建設事業者は、かし確認試験要領書に基づき、市の指定する時期に建設事業者の負担において確認試験を行う。この際、通常運転に係る経費は運営事業者の負担とし、新たに必要となる分析等に掛かる費用は建設事業者の負担とする。	
(3)かし確認の基準		
	ア 運転上支障がある事態が発生した場合	
	イ 構造上、施工上の欠陥が発見された場合	
	ウ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合	
	エ 性能に著しい低下が認められた場合	
	オ 主要装置の耐用が著しく短い場合	
1．8．4 かし判定及び補修		
(1)可動部分、非可動部分		

項目	仕様	仕様(提案内容)
ア かし判定基準		
	(ア)性能に著しい低下が認められた場合	
	(イ)外観上、異常摩耗、変形、漏れ、亀裂が認められた場合	
	(ウ)その他運転上支障がある事態が発生した場合	
	(エ)確認方法は目視点検等(異常のあるものは寸法等の測定)及び運転状況等とする。	
イ 補修		
	(ア)上記の基準により、かしと判定された場合には、補修又は新品と交換する。	
	(イ)かし判定で「かし」と判定された可動部分であっても、次回定期補修まで十分使用できることを保証し、その間に補修の必要が生じた場合は建設事業者が無償で補修する(材工共)	
(2)焼却炉、ボイラの耐火物		
ア かし判定基準		
	引渡し後2年以内において次の基準により判定する。	
	(ア)耐火物壁内面の摩耗、剥離、化学的浸食等による損耗量が当初基準面(完成時)より50㎜を超えた場合	
	(イ)耐火物壁の一部のずれ(せり出し、陥没)が当初基準面と50㎜以上の差が出た場合	
	(ウ)運転上支障がある事態が発生した場合	
	(エ)施工上の欠陥が発見された場合	
イ 補修		
	上記の基準によりかしと判定された場合、アの各項に対し、市の指定する時期に補修する。なお、築炉完工時及び乾燥だき終了時に築炉部主要計測データ(スケッチ、写真等を含む。)を提出する。	
	(ア)アー(ア)、(イ)の場合、当初基準面と平滑な面になるよう積み直す。	
	(イ)アー(ウ)、(エ)の場合、状況により、その後の安定した運転が確保できるよう補修する。	
(3)火格子部品(火格子枠、火格子片)		
ア かし判定基準		
	正式引渡し後、2年以内において、次の基準により判定する。	
	(ア)火格子及び関連部品の腐食、摩耗、焼損、破損等による重量の減少量が当初測定重量に対し12%を越えた場合。なお、火格子部品は、1年以内に設置場所を移動させてはならない。	
	(イ)運転上支障がある事態が発生した場合。	
	(ウ)火格子がボイラの一部となっている場合は、ボイラのかし判定に準ずる。	
イ 補修		
	上記の基準によりかしと判定された場合には、市の指定する時期に全て新品と交換する。なお、火格子完工時、市が指定する範囲における火格子部品の重量計測データを提出する。	
(4)クレーンバケット(ごみ、灰、固化物)		
ア かし判定基準		
	正式引渡し後2年以内において次の基準により判定する。	
	(ア)下記に例示する主要部品に亀裂、破損、脱落、曲り、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合	
	主要部品	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	爪、シェル、軸、ブッシュ、支持金具、オイルタンク、油圧シリンダ、油圧ポンプ、油圧バルブブロック、ケーブルコンセント、ケーブルリール（支持金具関連の軸、ブッシュは分解して計測する。油圧ポンプ、モータも外観点検可能な状態とする。）	
	(イ)その他運転上支障のある事態が発生した場合	
イ 補修		
	上記の基準により､かしと判定された場合には､補修又は新品と交換する。	
(5)ボイラ設備（ボイラ本体）		
ア かし判定基準		
	正式引渡し後5年以内において次の基準により判定する。	
	(ア)性能に著しい低下が認められた場合	
	(イ)外観上異常磨耗、変形、漏れ、亀裂が認められた場合	
	(ウ)その他運転上支障ある事態が発生した場合	
イ 補修		
	上記の基準により、かしと判定された場合には、状況により部分補修、全体補修、交換等の措置をとる。	
(6)触媒脱硝装置		
ア かし判定基準		
	正式引渡し後5年以内において次の基準により判定する。	
	(ア)性能に著しい低下が認められた場合	
	(イ)外観上に変形、われ、亀裂等が認められた場合	
	(ウ)その他運転上支障ある事態が発生した場合	
イ 補修		
	上記の基準により、かしと判定された場合には、状況により部分補修、全体補修、交換等の措置をとる。	
(7)集じん器のろ布		
ア かし判定基準		
	正式引渡し後5年以内において次の基準により判定する。	
	(ア)性能に著しい低下が認められた場合	
	引張り強度が著しく低下した場合。通気度がガラス繊維系0.5cm3／cm2･sec以下、フェルト系1.0cm3／cm2･sec以下となった場合。	
	(イ)外観上に変形、穴あき、亀裂等が認められた場合	
	顕微鏡観察による著しい穴あき、劣化が認められた場合を含む。	
	(ウ)その他運転上支障ある事態が発生した場合	
	逆洗回数、圧力を増やしても差圧が基準以下に下がらない等。なお、サンプリング箇所は、ろ布1本あたり上、中、下の3箇所とし、本数は、室数、排ガスの流れ等を考慮して決定する。	
イ 補修		
	上記の基準により、かしと判定された場合には、状況により部分補修、全体補修、交換等の措置をとる。なお、ろ布設置時に新品の計測データ(引張り強度、伸び率)等を提出する。また、ろ布サンプルの引張り強度、通気度、顕微鏡観察試験及び集じん器内部観察、点検は、引渡し後は運営事業者の負担により実施する。	
(8)煙突		
ア かし判定基準		
	正式引渡し後2年以内において次の基準により判定する。	
	(ア)性能に著しい低下が認められた場合	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(イ)外観上に変形、穴あき、亀裂等が認められた場合	
	(ウ)その他運転上支障ある事態が発生した場合	
イ 補修		
	上記の基準により、かしと判定された場合には、状況により部分補修、全体補修、交換等の措置をとる。	
１．８．５ かし担保期間経過後の対応		
(1)その他		
	かし担保期間の経過後に、所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合（建設事業者又は運営事業者に帰責事由のあるもの。）、これに関する補修に係る費用は、運営事業者の負担とする。運営事業者は、補修計画に基づく補修費用の支払を除き、上記の補修に関する費用につき、市に対して何らの支払を請求することもできないものとする。	
１．９ 正式引渡し		
	工事竣工後、本件施設を正式引渡しするものとする。	
	工事竣工とは、「第2編 １．１．４ 建設事業者の業務概要」に記載された業務範囲の工事をすべて完了し、「第2編 １．７．２ 引渡性能試験」により所定の性能が確認された後、竣工検査を受け、これに合格した時点とする。	
	正式引渡しにあたり、市の竣工検査、建築基準法の工事完了検査等の工事完了に係る法定検査、官庁届出書等の必要な手続き業務を実施、又はこれに係る市の事務を支援する。	
第2章 全体計画		
２．１ 施設整備基本方針		
	市では、本件施設における施設整備の基本方針を以下のとおり定めている。本件施設の設計・建設業務の履行においては、本件事業の特性である設計・建設業務と運営業務を一体として事業者で計画する特徴を活かし、より効果的に以下の基本方針を実現できるよう配慮する。	
(1)安全で安定した処理		
	ごみ処理が止まれば、直ちに市民生活に支障が生じるものであり、安全で安定した処理が行える施設整備を進める。	
(2)自然環境との調和		
	排ガス中の有害物質の削減や余熱エネルギーの有効利用など自然環境への負荷を軽減させ、地球にやさしい自然環境と調和する施設整備を進める。	
(3)万全の公害防止対策		
	ダイオキシン類の排出削減をはじめ、万全の公害防止対策に十分配慮し、地域住民が安心して生活できる施設整備を進める。	
(4)周辺環境との調和		
	建築デザインの景観的配慮や緑地の確保など柔軟な対応により、周辺環境と調和した施設整備に努める。また、市民に開かれた施設として、施設見学をとおして、ごみ問題に関する学習・体験ができる施設とする。	
(5)経済性に配慮した施設		
	運転経費や維持補修費の低減にも配慮した施設とする。	
(6)施設の効果的な連携		
	同じ敷地内にリサイクル施設、最終処分場を併設していることから、機能面、運営管理面で効果的な連携を図る。	
(7)最新の技術動向の反映		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	近年、ごみ処理技術の進歩は、目覚しいものがあり、最新の技術動向を十分に反映させた施設整備を進め、運転の自動化、省力化を図る。	
2．2　その他工事との調整		
	事業予定地とその周辺では、「添付資料9　その他工事計画図」に示すとおり、市による造成工事の他、環境美化センター焼却施設の解体工事等が予定されている。設計・建設業務の実施においてはこれらの工事との計画、設計の整合に配慮するとともに、必要に応じて別途工事業者等との調整に協力するものとする。なお、工事期間中に別途工事が発生した場合においても同様とする。	
	その他工事に含まれる主要な工事とその概要、取合い条件等は以下のとおりである。なお、各工事の実施予定時期を「表２－18　その他工事の実施予定時期」に示す。	
(1)造成工事（本件施設着工前）		
	本件施設を建設するための盤面形成及び洪水調整池までの雨水排水設備の敷設を行うものである。現況は一般持込用のストックヤードが設置されていることから、事前にストックヤードや舗装、既設雨水排水設備等の撤去に加え、工事範囲に付設されている電気、給水、排水等の各配管、配線の移設を行う。また、本件施設の工事期間中に利用するリサイクルセンターへアクセス道路の一部を新設する。	
(2)環境美化センター焼却施設の解体工事（本件施設竣工後）		
	本件施設の竣工後、環境美化センター焼却施設を解体・撤去する。	
(3)新ストックヤードの建設工事と余熱利用施設建設工事（本件施設竣工後）		
	環境美化センター焼却施設を解体・撤去跡地に新ストックヤード及び余熱利用施設（植物工場）を新設する。また、仮設ストックヤードは新ストックヤードの竣工後に解体・撤去する。なお、新ストックヤード及び余熱利用施設との所掌区分や諸元等は以下のとおりとする。	
	ア 電気については新ストックヤード及び余熱利用施設に対し、それぞれ新ごみ処理施設より供給する。供給に必要な電気設備、敷地境界までの電気配管及び配線ルートの確保については設計・建設業務に含むものとし、低圧配電盤までの通線は新ストックヤード及び余熱利用施設（植物工場）の所掌とする。	
	イ 上水については、環境美化センター焼却施設への供給配管（既設）を利用する。	
	ウ 新ストックヤード及び余熱利用施設で発生する排水については、新ごみ処理施設にて処理する。新ストックヤード及び余熱利用施設側の工事範囲境界を取合点とし、工事範囲内の配管の敷設は設計・建設業務に含むものとするが、詳細は別途協議とする。	
	エ 余熱利用施設への余熱の供給方法は蒸気又は温水から、利便性、経済性、維持管理性等を総合的に勘案して設定する（電気を熱源として利用することは不可）。余熱供給（返送含む）に係る配管については、余熱利用施設側の工事範囲境界を取合点とし、工事範囲内の配管の敷設は設計・建設業務に含むものとするが、詳細は別途協議とする。	
	オ 余熱利用施設（植物工場）の諸元は次のとおりとする。	
	（ア）延べ床面積：500m2（25m×20m×5m(H)）程度	
	（イ）必要熱量：418.8MJ/h	
	（ウ）単位当たり熱量：840kJ/m2・h	
	「要求水準書　本編　表２－18　その他工事の実施予定時期」参照	
2．3　全体配置計画		
2．3．1　本件施設の配置・動線		
	敷地内の配置計画例は「添付資料11　配置動線図（参考）」に示すとおりとする。施設配置、動線計画は建設事業者の提案によるものとするが、配置に係る基本的な条件は次に示すとおりとする。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(1)全ての車両の出入口は、「添付資料2　敷地平面図」に示す環境美化センター出入口とする。	
	(2)「添付資料11　配置計画図（参考）」に示す計量棟及び計量機の位置は参考として示すものであり、提案とする。なお、計量棟については、進入、退出それぞれにバイパス車線を確保することを条件とする。	
	(3)委託事業者（仮設ストックヤード等の運転委託職員）用駐車場のレイアウトは提案とする。	
	(4)点検、検査、補修等、運営に必要な現場事務所、駐車場等のスペースは提案とする。なお、「添付資料16　利用可能駐車場」に示す既設駐車場を利用することも可とするが、不足分については敷地内に確保する。	
	(5)工場棟のランプウェイの設置の要否は提案によるものとするが、一般持込車等の安全に配慮したものとする。	
	(6)工場棟の周回道路はリサイクルセンターの搬入・搬出車両や維持管理車両、見学者車両（大型バス、乗用車等）も通行することから、計量機からリサイクルセンターへの往路、リサイクルセンターから計量棟への復路が安全に確保できるよう計画する。	
	(7)工場棟から発生する焼却残さ（焼却灰、飛灰処理物）やリサイクルセンターから発生する不燃残さは隣接する最終処分場へ処分することから、計量棟へアクセスして迂回道路を経由して最終処分場へ搬入する。	
	(8)リサイクルセンターから発生する可燃残さは工場棟へ搬入することから、迂回道路を経由して計量棟へアクセスし、工場棟へ搬入する。	
	(9)工場棟の周回道路の幅員や軌跡は、新ごみ処理施設やリサイクルセンターへの搬入・搬出車両の他、維持管理用車両や薬品運搬車の通行や工場棟への進入を考慮して設定するものとし、一方通行（一車線）の場合を6m以上、対面通行（二車線）は8m以上を基本とする。ランプウェイ方式の場合も同条件（内寸）とする。	
	(10)ごみ収集車や搬出車両等の作業動線と、見学者（歩行者）との動線はできるだけ分離し、極力交差しないようにする。	
	(11)建設工事期間中は、環境美化センター焼却施設が稼動しているため、配置・動線計画や仮設計画等に配慮を要する。	
	(12)本件施設の稼動後、環境美化センター焼却施設は市にて解体され、跡地に新ストックヤードを整備する予定のため、計量機から新ストックヤードへの動線確保に配慮する。	
	(13)ごみ計量機、ごみ投入扉等の渋滞が見込まれる場所は、十分な待車場所を確保する。なお、その他薬品、資源物等の搬出入車両台数についても、考慮するものとする。	
	(14)工場棟内のプラットホーム上の適切な場所に洗車スペースを確保する（詳細は、「第2編　３．２．２　プラットホーム（土木・建築工事に含む）」を参照」。	
	(15)見学者車両はリサイクルセンターの見学者駐車場に駐車し、見学者はそこで降車してリサイクルセンターの見学者入口から入場する。	
	(16)搬入車両等の動線は原則として右回りとする。	
	(17)搬入、搬出車両の走行距離はできる限り短くする。	
	(18)施設外周を中心に、工事範囲にはできるだけ植栽、植樹を行う。	
	(19)不意の積雪時にも雪を一旦脇に寄せた状態で通行可能な通行帯や、除雪作業が円滑に可能なように仮置きするようなスペースを確保する。	
	(20)凍結及び吹き込みに対応できる断熱やカバー等の設置を行う。	
２．３．２　計量手続き、荷下ろし作業		
	計量手続き及び荷下ろし作業に係る条件は、「添付資料7　計量及び車両条件一覧」のとおりとする。また、計量手続き及び荷下し作業の概略を次に示すとおりとする（パターンは添付資料の表記による）。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(1)パターン1は、新ごみ処理施設に搬入される可燃ごみの一般持込車及び事業系持込車であり、受付及び2回計量を行う。投入は、原則として新ごみ処理施設のプラットホームに設置されているダンピングボックスとする。	
	(2)パターン2は、最終処分場に直接搬入する埋立ごみであり、受付及び2回計量を行う。持込は一般持込車であるが、料金の支払いは市担当課（後納）とする。	
	(3)パターン3は、仮設ストックヤード（将来的には既設焼却施設跡地に建設する新ストックヤード）に持込される全てのごみであり、受付及び2回計量を行う。なお、可燃ごみのみの搬入の場合はパターン1となるが、可燃ごみや資源ごみ等を混載している場合はパターン3となる。	
	(4)パターン4は、新ごみ処理施設に搬入される可燃ごみの市の委託収集及び事業系の許可業者であり、風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(5)パターン5は、リサイクルセンターに搬入される資源ごみの市の委託収集車であり、風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(6)パターン6は、最終処分場に搬入される埋立ごみの市の委託収集車及び特別事業等の市関係車であり、風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(7)パターン7は、仮設ストックヤード（将来的には既設焼却施設跡地に建設する新ストックヤード）に搬入される資源ごみ（空びん）と大型ごみ（処分）であり、風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(8)パターン8は、新ごみ処理施設のごみピットに搬入される臨時収集や不法投棄等に由来する可燃ごみであり、受付及び2回計量を行う。	
	(9)パターン9は、新ごみ処理施設の小動物焼却炉に搬入されるペットに由来する小動物である。1体ごとの料金体系のため計量は行わないが、入口側で受付を、出口側で料金徴収を行う。	
	(10)パターン10は、新ごみ処理施設の小動物焼却炉に市にて搬入される事後や駆除に伴う小動物である。計量及び料金徴収は無い。	
	(11)パターン11は、市民から市が一時期に多量の一般廃棄物の委託申込みを受け、臨時に収集する資源ごみであり、リサイクルセンターに搬入する。事前申し込みの定額料金制であることから、料金徴収は無く、搬入車は風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(12)パターン12は、市民から市が一時期に多量の一般廃棄物の委託申込みを受け、臨時に収集する混載ごみであり、ストックヤードに搬入する。事前申し込みの定額料金制であることから、料金徴収は無く、搬入車は風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(13)パターン13は、リサイクルセンターからごみピットに移送される破砕可燃残さであり、移送車は風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(14)パターン14は、リサイクルセンターから最終処分場に移送される破砕不燃残さであり、移送車は風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(15)パターン15は、ストックヤードから新ごみ処理施設のごみピットに移送される可燃ごみであり、移送車は風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(16)パターン16は、ストックヤードからリサイクルセンターに移送される資源ごみであり、移送車は風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(17)パターン17は、新ごみ処理施設より最終処分場に移送される焼却灰及び飛灰処理物であり、移送車は風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(18)パターン18は、ストックヤードから最終処分場に移送される埋立ごみや有害ごみ（処理後）であり、移送車は風袋重量を登録することから入口側1回計量とする。	
	(19)パターン19は、資源再生業者による資源物の回収車であり、受付及び2回計量を行う。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
第3章　機械設備工事仕様		
3．1　各設備共通仕様		
3．1．1　歩廊、階段等		
	(1)プラント設備の運転及び保全のため、設備、機器等の周囲に必要な歩廊、階段、点検台等を設ける。機器周囲の点検台等は極力周辺歩廊と高さを合わせる。	
	(2)歩廊は、2方向避難の確保のため、行き止まりにしない。	
	(3)階段の傾斜角、けあげ、踏面の寸法はできるだけ統一を図り、踏面には滑り止め対策を施す。なお、主要通路の階段傾斜角45度以下とする。	
	(4)梯子の使用はできるだけ避ける。	
	(5)歩廊、階段の幅は、原則として、日常点検及び避難等に使用する主要なものは1,200mm（有効）以上、その他のものは800mm（有効）以上とする。	
	(6)歩廊、階段で手摺を設ける場合は、原則として高さ1,100mm（有効）以上とする。	
	(7)機械の回転部及び突起部周辺等、通路が狭くなる恐れのあるところは、通路幅に余裕をもって配置する。	
	(8)腐食が懸念される部分の材料は、ステンレス鋼を使用する等腐食対策を行う。	
	(9)高所作業が必要な所では、転落防止柵、安全帯や転落防止用ネット取り付けフック、十分な高さの作業用踏み台の設置等、安全な作業が行えるよう配慮する。	
	(10)見学者が、広範囲で見学対象の設備全体が視界に入るよう、歩廊や機器の配置、形状等に配慮する。	
	(11)補修等を考慮し、炉室と外部は直接出入りできるようにし、機器、機械の搬入を考慮して、その出入り幅はできるだけ広くし、補修用工具、機材搬入用の吊り上げホイスト、吊り上げフック及び吊り上げスペースを確保する。	
	(12)床はグレーチング主体で構成し、必要に応じチェッカープレートを敷設し、安全に作業ができる構造とするとともに、工具、部品等の落下を防止する。	
3．1．2　機器、配管等		
	(1)プラント設備や建築設備は環境への配慮と省エネに視点を持った設計とする。	
	(2)各種設備や機器の管理、点検、整備、補修作業に必要な設備を、必要な箇所に安全かつ容易に作業ができるよう設置する。	
	(3)通常運転のもとで計測、分析の必要な場合、各現場で直接測定できるような箇所に測定口を設置する。	
	(4)機器、部品等は、補修、修理時の利便性を考慮し、できるだけ統一を図り互換性を持たせる。	
	(5)ポンプは交互運転が可能なようにする。	
	(6)機器の回転部分、稼働部分には、安全標識をし安全カバー等の防護対策を行う。	
	(7)粉じんが発生する箇所には、適切な防じん対策、局所吸引による集じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮する。	
	(8)臭気や化学物質が発生する箇所には適切な臭気対策、局所吸引による脱臭及び化学物質除去対策を講じ、作業環境の保全に配慮する。	
	(9)炉体付近や建屋最上階部は気温が上昇するので、給気、換気が十分行えるようにする。	
	(10)使用環境に応じて、ステンレス鋼等を使用する等十分な腐食対策を行う。	
	(11)炉本体、ボイラ、配管等で、熱を放射するもの、人が触れ火傷する恐れのあるものは防熱、保温工事を施工する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(12)集じん器、煙道等、低温腐食を生じる恐れのあるものは保温施工する。	
	(13)配管は、ドレン滞留、エア滞留、放熱、火傷、結露、発錆、振動、凍結、異種金属接触腐食等の対策を考慮して計画し、詰りが生じ易い流体用の配管には掃除が容易なように考慮する。	
	(14)汚水系統の配管材質は管（外面、内面）の腐食等を考慮し、適切な材質を選択する。	
	(15)設備の種類ごと色彩計画に基づき配色し、設備名称や炉番号等を明記する。	
	(16)塗装は、耐熱性、耐薬品性、防食性、耐候性、配色等を考慮する。	
	(17)配管の塗装については、各流体別に色分けし、内部流体と流れ方向を明示する（塗装の範囲、方法は提案とし、詳細は別途協議とする。）。	
3．1．3　電気、制御、操作盤		
	(1)鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の板厚、材質は適切なものを選択する。	
	(2)扉を鍵付きとする場合は、共通キーとする。	
	(3)塗装は、盤の内外面とも指定色とする。	
3．1．4　火災対策		
	(1)本件施設での火災に対応するため、消防の用に供する設備、消火活動上必要な設備、防火水槽、消防用水及び自動放水装置等より構成される消防設備を整備する。	
	(2)消防設備は消防関係法令を遵守して設ける。	
	(3)危険と考えられる箇所については、建設事業者の提案によるものとし、各設備の内容は、所轄消防署と協議の上決定する。	
3．1．5　寒冷地対策		
	(1)主要な機器は屋内に設け、積雪期における管理を容易にする。	
	(2)配管・弁・ポンプ・タンク等の運転休止時の凍結防止は原則として水抜き処置によるが、運転時に凍結の恐れのあるものは、保温またはヒータ等の加温設備を設ける。	
	(3)計装用空気配管の凍結防止対策として、計装用空気は除湿する。	
	(4)灰ピット室への冷気流入による結露防止のための処置を施す。	
	(5)蒸気復水器の過冷却防止対策を講ずる。	
	(6)屋外設置の電気機器、盤類の凍結防止、雪の吹込防止対策を講ずる。	
	(7)凍結の恐れのある配管、薬品貯槽には、ヒータ等凍結防止対策を講ずる。	
3．1．6　地震対策		
	(1)耐震設計及び計画にあたって適用する基準類としては、法体系及び他地区での採用事例等から以下の最新版を適用することを基本とするとともに、これ以外にも必要な基準類は積極的に適用するものとする。	
ア 確実に満足しなければならない基準類		
	(ア)建築基準法・同施行令	
イ 参考とすべき基準類		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(ア)官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（主に建築物）	
	(イ)建築物の構造関係技術基準解説書（主に建築物）	
	(ウ)火力発電所の耐震設計規程（指針）（主に機械設備）	
ウ その他使用部品により参考とすべき基準類		
(ア)建築物		
	i)鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説－許容応力度設計－（日本建築学会）	
	ii)鉄骨鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築センター）	
	iii)鋼構造設計基準（日本建築センター）	
	iv)地震力に対する建築物の基礎設計指針（公共建築協会）	
	v)建築構造設計基準及び同解説（公共建築協会）	
	vi)建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）	
(イ)電気設備		
	i)電気設備に関する技術基準を定める省令	
	ii)配電規程（低圧及び高圧）	
(ウ)道路		
	i)道路土工　擁壁工指針	
	ii)道路土工　のり面工・斜面安定工指針	
(エ)その他		
	i)高圧ガス設備等耐震設計指針	
	ii)間仕切の耐震性能に関する基準	
	(2)地震地域係数は、1.0とする。	
	(3)耐震安全性の分類は、工場棟及び計量棟は構造体Ⅱ類（重要度係数を1.25）、建築非構造部材A類、建築設備甲類とし、工場棟及び計量棟以外の付属棟は構造体Ⅲ類（重要度係数を1.0）、建築非構造部材B類、建築設備乙類とする。ただし、これは耐震性に関する要件である設計用水平震度を対象とし、商用電力対策、電力設備信頼性ならびに通信途絶対策の規定は該当しない。	
	(4)プラント設備等は建築の分類と同等のレベルの耐震性を確保する。	
	(5)感震器を設置し、原則として250ガル以上の加速度を感知した場合には、ごみ処理を自動的に停止できるシステムを構築する。	
	(6)煙突は想定される地震動を標準波に追加して構造計算を行う。	
	(7)建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とする。	
	(8)指定数量以上の灯油等の危険物は、危険物貯蔵所に格納する。	
	(9)灯油等の貯蔵タンク、サービスタンク等には、必要な容量の防液堤を設ける。また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士との結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置する。	
	(10)塩酸、苛性ソーダ、アンモニア水等の薬品タンクの設置については、必要な容量の防液堤を薬品ごとに設ける。また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士との結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置する。	
	(11)電源あるいは計装制御用空気源が断たれたときは、各バルブ、ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにする。	

項目	仕様	仕様(提案内容)
	(12)地震における天井被害や落下防止のため、振れ止めブレースの設置や、段差等の剛性が異なる部分へのクリアランスの確保などの対策を取ること。また、吊り金具や目地材等の落下防止にも配慮する。	
	(13)震災等の非常時における薬品や燃料等の供給断絶を考慮した貯留設備の容量確保や備蓄は不要とする。	
3.1.7 安全対策		
	(1)共通部分を含む機器については、燃焼設備稼動時においても、同機器の定期修理時、定期点検時に安全で能率的な作業が行えるように十分な配慮をするものとする。	
	(2)関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所、作業者への注意を知らせる必要がある場所には、標識を設置する。	
	(3)油、薬品類及び危険物類注入口には、受入口等の接続方法を間違えないように工夫し、注意事項等を記載した表示板(アクリル板)を設ける。	
	(4)薬品類を取扱う箇所には、シャワーや洗眼器等を設置すること。	
	(5)床開放開口部には、必要に応じて、手摺りや安全帯用フックを設ける。	
	(6)薬品類を取扱う場所、ほこり、粉じんの多い場所には、散水設備及び排水設備を設ける。	
	(7)有害ガスの発生及び酸素欠乏場所としての対策が必要なピット・槽等には、換気設備又は可搬式通風装置を設置できるマンホール(φ600以上)及び作業員出入用マンホール(φ600以上)を設ける。	
3.1.8 その他		
	(1)道路を横断する配管、ダクト類は道路面からの有効高さを4.5m以上とする。	
	(2)労働安全上危険と思われる場所には、安全標識をJISZ9103(安全色−一般的事項)により設ける。	
	(3)各作業に適する作業環境を確保する。	
	(4)工場棟内は機器や付属装置の機能に応じ、日常の運転管理に十分な明るさを確保する。	
3.2 受入供給設備		
3.2.1 ごみ計量機		
(1)形式	【ロードセル式(4点支持)】	
(2)数量	【2基(搬入用1基、搬出用1基)】	
(3)主要項目		
ア 最大秤量	【30】t	
イ 最小目盛	【10】kg	
ウ 積載台寸法	幅【 】m	
	×長さ【 】m	
エ 表示方式	【デジタル表示】	
オ 操作方式	【自動及び押釦】	
カ 印字方式	【自動】	
キ 印字項目	【総重量、車両(風袋)重量、ごみ重量、年月日、時刻、車両番号、区域番号、登録コード、料金、その他必要項目】	
ク 電源	【 】V	

項目	仕様	仕様（提案内容）
(4)付属品	【計量装置、データ処理装置、信号灯、外部表示器、計量ポスト（カードリーダ）、電光表示装置、帳票用プリンタ、レシート、プリンタ、ガードポール、誘導用のマイク･スピーカ、ゲート、その他必要なもの】	
(5)特記事項		
	ア 計量機は、本件施設の関係車両の他、リサイクルセンター、仮設ストックヤード（将来的には新ストックヤード）及び最終処分場への搬入･搬出車等の計量も行うことから、全ての車両に対し、計量事務が行えるよう、必要な設備の仕様を決定するとともに、集計等への配慮を行うこと。	
	イ 計量機の数量は、繁忙期においても、計量の待車が他の通行の妨げになることや、場外に出ることがないように数量を設定する。	
	ウ 登録車の1度計量（搬入時のみ計量し、事前登録した風袋重量を差し引いてごみ量を算定する。）、未登録車の2度計量（搬入時の車両重量から退出時の車両重量を差引いてごみ量を算定し、退出時に計量棟にて料金の収納を行う。）に対応したシステムを構築する。	
	エ 仕様は「添付資料7　計量及び車両条件一覧」に示す搬出入車両に対応可能なものとする。	
	オ 委託収集車、許可収集車、焼却残さ（焼却灰、飛灰処理物）等の場内移送車及び資源物等の場外搬出車は、本件施設にて事前に車両番号や風袋重量等の必要事項を登録する。	
	カ 登録車は、無人での運用が可能なシステムとし、最新のシステムで設計する。	
	キ 計量機の進入方向は一方通行とする。	
	ク 計量機は大屋根と壁で覆い、風除けを設け、大屋根の軒高は搬出入車両の種類を考慮して設ける。	
	ケ 進入可否判別用の信号機とゲートを搬入用、搬出用それぞれに設置する。	
	コ 重量の表示は、計量室内及び計量機ごとに配置する。	
	サ 搬入･搬出車やごみの種類に応じた計量データの処理を行い、委託収集車等の登録車にはレシートの発行、直接搬入車等の未登録車には料金の計算と領収書の発行が可能なシステムとする。	
	シ 計量データは計量受付終了後1日分の計量データを、集計用プリンタに出力するとともに本件施設のデータロガに転送する。	
	ス 計量システムは、将来の料金体系改訂等に対応できるよう考慮する。	
	セ 計量データは、中央制御室及び運営事業者事務室でのモニタが可能であると共に、異常時には、中央制御室へ警報を発する機能を有する。	
	ソ 入退場信号機は、受付処理と連動して制御する。	
	タ 計量データの検索･修正･削除、日報･月報･年報の集計･印刷が可能なデータ処理装置を計量棟･運営事業者事務室･中央制御室に設置する。なお、データ修正･削除は運営事業者事務室のみとし、データ修正範囲は市と協議する。	
	チ 誘導用のマイク、スピーカ等の放送設備を設置する。	
	ツ 電光表示装置は任意にメッセージが表示できるものとする。	
	テ 停電時にも計量データが失われないようにする。	
	ト データ処理装置の記憶容量は十分な余裕を見込むとともに、記憶媒体によるバックアップが可能なものとする。	
	ナ 車両の登録は、2,000件以上登録可能なシステムとする	
	ニ 計量機はピットタイプとし、積載台は周辺地盤よりもかさ上げすることで計量機基礎内に雨水等が浸水しないように配慮するとともに、計量ピットの雨水排除対策を行う。	
	ヌ 車両認識方式は、ICカードリーダを標準とするが、省力化、車両更新時における車両増減への対応性に配慮したものとし、提案によるものとする。	

項目	仕様	仕様(提案内容)
	ネ 停電時においても計量機及び計量棟の機能が維持できるように非常用電源に接続する。	
3.2.2 プラットホーム(土木・建築工事に含む)		
(1)形式	屋内式	
(2)通行方式	【一方通行】	
(3)数量	1式	
(4)構造	【鉄筋コンクリート製勾配床】	
(5)主要項目		
ア 幅員(有効)	【18】m 以上(投入扉と対面する壁面との幅)	
イ 床仕上げ	【耐ひび割れ、耐摩耗、滑り止め仕上げ】	
(6)特記事項		
	ア プラットホームの有効幅は、搬入車両がごみピットに投入作業中に、隣のごみ投入扉に他の車両が寄り付くための切り返し場所を十分に確保するとともに、さらにその搬入車両の脇を入退出するための車両が、安全に通行できる十分な長さを確保する。	
	イ 進入、退出は一方通行で、見通しをよくし、床面には車両誘導線を書き入れる。	
	ウ プラットホームには委託収集車や許可業者の他、可燃ごみを持ち込む一般車も進入するため、安全性や誘導に十分配慮する。	
	エ プラットホームには、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置する。	
	オ プラットホーム監視員室は、プラットホーム全体を見渡せる場所に設ける。また、室内には湯沸かし設備、便所を設ける。	
	カ 床面は耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ピットへのごみ投入や荷下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保する。また、各ごみ投入扉間には、ごみ投入作業時の安全区域を設ける。	
	キ ごみ投入時の車両転落防止装置を設置する。	
	ク 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とする。	
	ケ 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保する。また、照明は、出来るだけ省エネ型とし、それによらない場合は、蛍光灯、水銀灯等を使用する。なお、高所に取り付ける水銀灯等は安全に交換できる構造とする。	
	コ プラットホームに設置される操作盤、スイッチ等は、防水防錆仕様とする。	
	サ 残響及び鳥対策を行う。	
	シ 夜間等のプラットホーム出入口扉全閉時に燃焼用空気が吸引できる空気取入れ口を設置する。	
	ス プラットホーム内で常時作業を行う場合は、暑さ対策を施す。	
	セ プラットホーム上にパッカー車2台分の洗車スペースと洗車場が満車の場合の2台分の待機場所を確保する。洗車スペース及び待機場所はプラットホームに進入、退出する車両や投入作業を行う車両の妨げにならない安全な位置とし、特に洗車場は洗車を行う各車両の入退出が個別に可能なように並列で配置する。また、洗車時の飛散水が周囲の作業員等に被らないよう位置や設備に配慮する。なお、待機場所についてはプラットホーム外(例えば周回道路上)での確保も可とするが、その場合は、ごみの投入からプラットホーム出口扉からの退出、待機場所への移動、洗車場への進入・退出の一連の動線がスムースかつ安全で、他の車両動線の妨げとならない計画とする。また、洗車場への進入・退出を目的にプラットホーム出入口扉以外の専用口を設ける場合は、「第2編 3.2.3 プラットホーム出入口扉」に準じた仕様とする	

項目	仕様	仕様（提案内容）
3．2．3　プラットホーム出入口扉		
(1)形式	【　】	
(2)数量	【2】基	
(3)主要項目（1基につき）		
ア 扉寸法	幅【　】m	
	×高さ【　】m	
イ 材質	【　】	
ウ 駆動方式	【　】	
エ 操作方式	【車両感知及び車両管制による自動制御、現場手動】	
オ 車両検知方式	【　】	
カ 開閉時間	【15秒以内】	
キ 駆動装置	【　】	
(4)付属品	【エアカーテン】	
(5)特記事項		
	ア 形式の選択は、台風時や暴風雪時等にも安定して開閉が可能であり、かつ歪み、故障を生じないものとする。また、重量シャッター＋シートシャッターのような併用により、通常時に高速開閉が可能なシートシャッターのみを利用する方法も可とするが、台風時や暴風雪時等は重量シャッターのみの使用ができるようにすること。なお、重量シャッターとシートシャッターを組み合わせる場合に限り、重量シャッターの開閉時間は20秒以内とする。	
	イ プラットホーム出入口扉からの臭気漏洩対策を施すものとする。	
	ウ 車両検知は異なる原理のもの2種以上を組み合わせる等し、車両通過時に扉が閉まらない構造とする。また、人の通過においても安全性（衝突防止）に配慮すること。	
	エ エアカーテンを設置し、プラットホーム出入口扉と連動で動作するものとする。また、メンテナンスが容易に行えるようにする。	
	オ プラットホーム出入口扉付近に、歩行者用専用扉を設けること。	
	カ 停電時においても使用できるように非常用電源に接続する。また、現場操作により扉が開閉できる構造とする。	
	キ 凍結防止対策を施すこと。	
3．2．4　ごみ投入扉		
(1)形式		
ア 直接投入用	【観音扉式】	
イ ダンピングボックス用	【　】	
(2)数量		
ア 直接投入用	【3】基	
	（内、災害廃棄物受入兼用【1】基）	
イ ダンピングボックス用	【1】基	
(3)主要項目（1基につき）		
ア 能力（開閉時間）	【15秒以内（全門同時開閉時）】	
イ 寸法		
（ア）直接投入用		
i）幅	【　】m以上（有効）	
ii）高さ	【　】m以上（有効）	

項目	仕様	仕様(提案内容)
(イ)直接投入用(災害廃棄物受入兼用)		
i)幅	【3.4】m以上(有効)	
ii)高さ	6.0m以上(有効)	
(ウ)ダンピングボックス用		
i)幅	【 】m以上(有効)	
ii)高さ	【 】m以上(有効)	
ウ 操作方法	自動、遠隔手動、現場手動	
エ 駆動方式	【 】	
オ 主要材質	SUS(両面)	
(4)付属品	【投入扉指示灯、自動開閉装置、手動開閉装置】	
(5)車両条件		
ア 車両仕様	「添付資料7　計量及び車両条件一覧」のとおり	
イ 1日搬入台数	「添付資料7　計量及び車両条件一覧」のとおり	
(6)特記事項		
	ア 使用する搬出入車両の寸法、仕様及び搬入台数に適応するものとし、搬出入車両の安全等を確保する。	
	イ 災害廃棄物を搬入する場合を想定し、直接投入用の投入扉のうち1基は大型車両(10t程度のパッカー車もしくはダンプ車)への対応が可能な仕様とする。	
	ウ ごみ投入扉の開閉は、クレーン操作室(又は中央制御室)からのインターロックを設ける等、クレーンの操作に支障がないようにする。	
	エ 扉番号表示板、誘導表示灯等、各種の安全対策を施す。	
	オ 本扉全閉時においても、燃焼用空気が吸引できる空気取入れ口を設置する。	
	カ 扉開閉時に本扉とごみクレーンバケットが接触しないようにする。	
	キ 扉の前に十分な衝撃強度及び耐久性を持った必要な高さの車止めを設置し、基礎の必要部には掃除口を設ける。	
	ク 電動式、電動油圧式又は油圧駆動式とし、駆動油圧の圧力不足に伴う扉の自然開閉を防止する。	
	ケ 駆動シリンダの点検が容易に行えるよう、点検歩廊等を設ける。	
	コ 停電時においても扉が開くことのできるように非常用電源に接続する。	
3．2．5 ダンピングボックス		
(1)形式	【 】	
(2)数量	【1】基	
(3)主要項目(1基につき)		
ア 寸法	幅【 】m	
	×奥行【 】m	
	×深さ【 】m	
イ 操作方法	【現場手動】	
ウ 駆動方式	【 】	
エ 主要材質	【 】	
(4)付属品	【転落防止装置、安全装置】	
(5)特記事項		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	ア プラットホーム監視員室に近い位置に設置する。	
	イ 転落や挟まれ等、ごみ投入時に対する安全対策を講ずる。	
	ウ 操作は現場押釦操作式とし、ごみクレーン操作室（又は中央制御室）からのインターロックを設ける。また、ダンピングボックス用ごみ投入扉とインターロックを設け、扉開時のみ投入可能とする。	
	エ 動作中の注意喚起を目的とした回転灯を設置する。	
3．2．6 ごみピット（土木・建築工事に含む）		
(1)形式	水密性鉄筋コンクリート造	
(2)数量	【 】基	
(3)主要項目（1基につき）		
ア 容量	3,600m3以上（基準ごみの7.4日分以上）	
イ 寸法	幅【 】m	
	×奥行【 】m	
	×深さ【 】m	
ウ 主要材質	【 】	
(4)付属品	【ごみ汚水炉内噴霧装置】	
(5)特記事項		
	ア ピットの長さ、幅とも、ごみクレーンの安定稼動に支障のない長さと幅を確保する。	
	イ ピットの有効容量算出の基準レベルは、投入扉下面の水平線以下とする。	
	ウ 投入口のシュート部は、耐摩耗性、耐腐食性に優れた9mm以上の鋼板で保護する。	
	エ ごみピット上部にトップライト又はサイドライトを設ける。	
	オ ピット底部照度は150ルクス以上を確保する。	
	カ 照明は、出来るだけ省エネ型を採用する。高所に取り付ける水銀灯等は安全に交換できる構造とする。	
	キ 底部の汚水が速やかに排出されるように、適当な水勾配、底部形状を設ける。また、スクリーンは、ステンレス鋼製とし清掃の容易な構造とする。	
	ク ピット内壁の三方向の側壁に、打ち込み表示式のごみ残量表示用目盛を設ける。	
	ケ 炉の運転停止時においても、プラットホームや見学者通路等に臭気が漏洩しないよう、防臭対策を講ずる。	
	コ ピット内を負圧に保つため、燃焼用空気の取入口をピット内に設置する。なお、取入口の位置については、飛散ごみによる閉塞防止等を十分考慮する。	
	サ 設置するピットの全範囲において、火災発生を早期に検出できる赤外線式火災検知システムを計画し、その上で検出した火災の発火位置を特定するための赤外線サーモグラフィー、ピット全範囲を消火できる放水銃を設置する。また、放水銃は、クレーン操作室でサーモグラフィーの画面を見ながら遠隔操作が行えるようにする。	
	シ バケットの衝突に備えて鉄筋のかぶり厚を十分に厚くする。	
	ス ピット内は多湿となるため、付近の機器の腐食防止を行う。	
	セ ごみピットの躯体は、ごみクレーン受梁以上の高さまで鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造とする。	
	ソ ピットへの転落防止設備を設置する。	
	タ ごみ汚水の炉内噴霧に必要なポンプ、水槽、ろ過装置等一式を付属品として用意する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
3．2．7　ごみクレーン		
(1)形式	天井走行クレーン	
(2)数量		
ア ごみクレーン本体	2基（交互運転）	
イ バケット	3基（内、予備1基）	
(3)主要項目（1基につき）		
ア 吊上荷重	【　】t	
イ 定格荷重	【　】t	
ウ バケット形式	【　】	
エ バケット切り取り容量	【　】m3	
オ ごみの単位体積重量		
(ア)定格荷重算出用	0.4t/m3	
(イ)稼働率算出用	0.2t/m3	
カ バケット主要材質		
(ア)バケット本体	【　】	
(イ)爪	【　】	
キ 揚程	【　】m	
ク 横行距離	【　】m	
ケ 走行距離	【　】m	
コ 各部速度及び電動機	表1 「各部速度及び電動機」参照	
サ 稼働率	手動時66％以下	
	自動時【　】％以下	
シ 操作方式	自動（半自動又は全自動）、遠隔・現場手動	
ス 給電方式	【キャブタイヤケーブルカーテンハンガ方式】	
セ 速度制御方式	【インバータ制御】	
ソ 計量方式	【ロードセル方式】	
(4)付属品	【制御装置、投入量計量装置（指示計、記録計、積計）、表示装置、クレーン操作卓】	
(5)特記事項		
	ア 印字項目は、投入時刻、投入量、クレーン番号、炉番号、毎時投入量小計、1日投入量合計とする。	
	イ クレーン計量装置を設け、日報、月報、年報を記録できるものとする。また計量データは中央制御室のDCSにも表示するものとする。なお、投入量は、投入直近と投入後の2度計量の差引数値を用いる。	
	ウ 走行レールに沿って両側に安全規則、法規等に準拠した安全通路を設ける。本通路はすべて歩廊とし、天井梁下より2m以上のスペースを設け、腐食防止や作業員の転倒防止のため滑り難い構造や材質を使用する等の安全に配慮する。	
	エ クレーンガーダ上の電動機及び電気品は防じん、防滴型とする。	
	オ 常用巻上限界におけるバケット下端とホッパ上端とのスペースを1m以上確保する。	
	カ ごみホッパへのごみの投入はごみクレーン1基で行えるものとし、その際の稼働率はごみの受入、攪拌作業は除いて、余裕をもった設計とする。	
	キ クレーンの振れ止め装置を設ける。	
	ク 掴み重量用警報装置を設ける。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	ケ バケットの吊りワイヤは4本以上で計画する。	
	コ 予備バケット置場及びクレーン保守整備用の作業床を設ける。なお、バケット置き場の床は、爪による破損を防止する処置を行う。	
	サ ごみクレーンバケット単体が搬入できる、維持管理用マシンハッチを設置する。	
	シ マシンハッチ等で使用する荷揚げ用のホイストを設置する。	
	ス 手動2台同時稼働が可能な設計とする。	
３．２．８　可燃性粗大ごみ破砕機		
(1)形式	【切断式破砕機】	
(2)数量	1基	
(3)主要項目（1基につき）		
ア 処理対象物	【木製家具、畳、じゅうたん、マットレス、布団等】	
イ 処理対象物最大寸法	幅1,500mm×奥行800mm×高さ2,000mm	
ウ 能力	【　】t/h（5h/日稼働）	
エ 操作方式	【　】	
オ 投入口寸法	幅【　】m	
	×奥行【　】m	
カ 主要材質	【　】	
キ 駆動方式	【　】	
ク 電動機	【　】V	
	×【　】P	
	×【　】kW	
(4)付属品	【　】	
(5)特記事項		
	ア 本破砕機は、可燃性粗大ごみの処理として、ごみピットに併設して設置する。	
	イ 本体内部は、閉塞やブリッジ等が起こりにくい構造とする。	
	ウ 破砕物の最大寸法は、400mm以下とする。	
	エ 破砕物等の飛散、落下防止対策を行う。	
	オ 非常停止装置を設ける。	
	カ 過負荷防止対策を考慮する。	
	キ 本体は掘り込み式とし、使用しない場合の転落防止柵を設置する。	
	ク 機器周辺には、可燃性粗大ごみを一時貯留できる可燃性粗大ごみヤード（20m2程度）を確保する。	
	ケ 摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とする。また、破砕刃等は、耐摩耗性を有するものとする。	
	コ ピットからの臭気の漏えいに配慮する。	
３．２．９ 脱臭装置		
(1)形式	【　】	
(2)数量	【　】基	
(3)主要項目（1基につき）		

項目	仕様	仕様(提案内容)
ア 形式	【 】	
イ 数量	【 】台	
ウ 容量	【 】m3/h	
エ 入口臭気濃度	【 】	
オ 出口臭気濃度	【 】	
カ 駆動方式	【 】	
キ 電動機	【 】V	
	×【 】P	
	×【 】kW	
ク 操作方式	遠隔手動、現場手動	
(4)特記事項		
	ア 全炉停止時において、ピット内の臭気が外部に拡散しないように、負圧に保つとともに脱臭を行う装置とする。	
	イ 出口臭気濃度を悪臭基準に適合する。	
	ウ 容量は、ごみピット室(プラットホーム床面レベル以上)の換気回数1回/h以上とする。	
	エ 全炉停止期間以上の連続運転能力を有するものとする。	
3.2.10 薬液噴霧装置(消臭剤及び防虫剤)		
(1)形式	【高圧噴霧式】	
(2)数量	1式	
(3)主要項目		
ア 噴霧場所	【 】	
イ 噴霧ノズル	【 】本	
	(内、消臭剤用【 】本、	
	防虫剤用【 】本)	
ウ 操作方式	【遠隔手動(タイマ停止)、現場手動】	
(4)付属品	【消臭剤タンク、防虫剤タンク、供給ポンプ】	
(5)特記事項		
	ア ピット、プラットホームへ消臭剤や防虫剤を適宜噴霧する装置とする。	
	イ 消臭剤噴霧ノズルは、ごみ投入扉ごとに設置する。	
	ウ プラットホーム内の適切な場所で本装置の遠隔操作が行えるようにする。	
	エ 噴霧ノズルは薬液の液だれ防止を図る。	
	オ 薬液の搬入、注入を容易に行える位置に設ける。	
	カ 機器、配管類は耐酸・耐蝕性に優れたものとする。	
	キ 配管の各分岐部には電磁弁を設置して取扱い上の便宜性を図る。	
3.3 燃焼設備		
3.3.1 ごみ投入ホッパ・シュート		
(1)形式	【 】	
(2)数量	2基(1基/炉)	
(3)主要項目(1基につき)		

項目	仕様	仕様（提案内容）
ア 容量	【　】m3（シュート部を含む）	
イ 主要材質		
上部	【　】	
下部	【　】耐熱耐腐食耐摩耗性を考慮したもの	
ウ 板厚	9mm以上（滑り面12mm以上）	
エ 開口部寸法	幅【　】m	
	×長さ【　】m	
オ ゲート駆動方式	【　】	
カ ゲート操作方式	【遠隔手動、現場手動】	
(4)付属品	【　】	
(5)特記事項		
	ア 滑り面にライナを貼る等、耐摩耗性や耐腐食性に十分配慮する。	
	イ ホッパは定量供給性をもたせるものとし、圧密やブリッジ等による停滞が発生しないような形状とし、ブリッジ解除装置を備える。	
	ウ ホッパと投入ホッパステージ床との間は密閉する。	
	エ レベル指示計は、クレーン操作室（又は中央制御室）に設けるとともに、ブリッジ警報も合わせ設ける。	
	オ ホッパの上端は、安全、作業性から投入、ホッパステージ床から1.1m以上の高さを確保し、ごみ投入の際、ごみやほこりが飛散しにくい構造とする。	
	カ ホッパは、クレーンバケット全開寸法に対して余裕をもつ大きさとする。	
	キ ホッパの間隔は、クレーンの同時運転に対して余裕をもつものとする。	
	ク クレーン操作室（又は中央制御室）及び現場でブリッジ解除装置の操作が行えるようにする。	
	ケ ホッパステージは、鉄筋コンクリート製の落下防止壁を設け、要所に床清掃用吐き出し口を設ける。また、床を水洗浄できるよう、床勾配、排水口等を設け、防水を考慮した仕上げとする。	
3．3．2　給じん装置		
(1)形式	【　】	
(2)数量	2基（1基/炉）	
(3)主要項目（1基につき）		
ア 構造	【　】	
イ 能力	【　】t/h 以上	
ウ 寸法	幅【　】m	
	×長さ【　】m	
エ 主要材質	【　】	
オ 傾斜角度	【　】度	
カ 駆動方式	油圧方式	
キ 速度制御方式	【自動（ACC）、遠隔手動、現場手動】	
ク 操作方式	【自動（ACC）、遠隔手動、現場手動】	
(4)特記事項		
	ア 焼却炉へのシール機能を有するものとし、焼却炉との接合部の密閉性が十分確保される構造とする。また、運転中に逆着火が生じないようにする。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	イ ごみ供給に対し、落じんがなく、安定した定量供給が行え、十分な能力を持つものとする。	
	ウ 構造は十分堅固なものとし、材質は耐摩耗性、焼損、腐食及びせん断を生じないように留意する。	
	エ 本装置の周辺に、点検整備、交換補修時の十分なスペースを確保する。	
	オ 燃焼装置が給じん機能を有する場合は省略できるものとする。	
３．３．３ 焼却炉		
(1)焼却炉本体		
ア 形式	【鉄骨支持自立耐震型】	
イ 数量	2基	
ウ 主要項目(1基につき)		
(ア)構造	水管壁構造以外の部分は下記の構造を標準とする。	
(イ)炉内天井	【　】(耐火レンガ、不定形耐火物)	
(ウ)炉内側壁		
第1層	【　】	
	【　】mm	
第2層	【　】	
	【　】mm	
第3層	【　】	
	【　】mm	
第4層	【　】	
	【　】mm	
ケーシング	SS400、厚さ4.5mm以上	
(エ)燃焼室容積	【　】m3	
(オ)再燃焼室容積	【　】m3	
(カ)燃焼室熱負荷	63×104kJ/m3･h以下(高質ごみ)	
エ 付属品	【覗窓、計測口、カメラ用監視窓、点検口等】	
オ 特記事項		
	(ア)構造は地震、熱膨張等により崩壊しない堅牢な構造とする。	
	(イ)炉内に外部から空気が漏れ込まないような構造とする。	
	(ウ)燃焼室内部側壁は、数段に分割し、金物に支持された煉瓦積構造又は不定型耐火物構造とする。なお、耐火物に替えて、壁面や天井へのボイラ水管配置や空冷壁構造とすることも可能とする。	
	(エ)炉側の耐火物は、高耐熱性の耐火材を用い、適切な膨張目地を入れる。	
	(オ)高温となる箇所はクリンカ防止対策を行う。	
	(カ)処理後の灰及び不燃物等の排出が円滑に行える構造とする。	
(2)燃焼装置		
ア 形式	ストーカ式	
イ 数量	2基(1基/炉)	
ウ 主要項目(1基につき)		
(ア)能力	【　】t/h	

項目	仕様	仕様(提案内容)
(イ)主要材質		
火格子		
乾燥工程	【 】	
燃焼工程	【 】	
後燃焼工程	【 】	
(ウ)火格子寸法		
乾燥工程	幅【 】m	
	×長さ【 】m	
燃焼工程	幅【 】m	
	×長さ【 】m	
後燃焼工程	幅【 】m	
	×長さ【 】m	
(エ)火格子面積		
乾燥工程	【 】m2	
燃焼工程	【 】m2	
後燃焼工程	【 】m2	
全体	【 】m2	
(オ)傾斜角度	【 】度	
(カ)火格子燃焼率	150kg/m2･h以上	
(キ)駆動方式	【 】	
(ク)火格子冷却方式	【 】	
(ケ)速度制御方式	自動(ACC)、遠隔手動、現場手動	
(コ)操作方式	自動(ACC)、遠隔手動、現場手動	
エ 特記事項		
	(ア)ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に撹拌し、安定燃焼させ燃焼後の灰及び不燃物の排出が容易に行うことができるものとする。	
	(イ)構造は地震、熱膨張等により崩壊しない堅牢な構造とする。	
	(ウ)自動燃焼制御装置を設け、給じん装置、火格子の速度制御等の自動化を図るとともに、極力落じん物(アルミ等)が少ない構造とする。	
	(エ)燃焼温度、炉内の酸素濃度のモニタリングを行うなど、安定燃焼に向けた提案も可能とする。	
(3)落じんホッパシュート		
ア 形式	【鋼板溶接製】	
イ 数量	2基分	
ウ 主要項目		
(ア)主要材質	SS400、厚さ9mm以上	
エ 付属品	【点検口】	
オ 特記事項		
	(ア)数量は各炉1基とする。	
	(イ)密閉できる点検口を設ける。	
	(ウ)溶融アルミの付着、堆積に対する除去清掃が実施しやすい構造とする。	
	(エ)乾燥帯ではタールの付着、堆積防止を図る。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
(4)炉体鉄骨		
ア 形式	【自立耐震型】	
イ 数量	2基（1基/炉）	
ウ 特記事項		
	（ア）耐震強度を有する。	
	（イ）各炉独立又は複数炉で共通した自立構造（架構）とし、水平荷重は原則として建築構造物が負担しないものとする。水平荷重を建築構造物に負担させる場合は、建築構造と同等の耐震構造とし、安全性を確保すること。なお、構造計算は建築と同一条件のもとに行う。	
	（ウ）炉外周に適所に設けた点検口等において、安全かつ容易に点検、清掃及び補修作業ができるような構造とする。	
(5)ケーシング		
ア 形式	【全溶接密閉型】	
イ 数量	2基（1基/炉）	
ウ 主要項目		
（ア）主要材質	SS400、厚さ4.5mm以上	
エ 特記事項		
	（ア）耐震、熱応力に耐える強度を有する。	
	（イ）ケーシングは溶接密閉構造とする。	
	（ウ）ケーシングの表面温度は80℃未満とする。	
(6)油圧装置		
ア 形式	【油圧ユニット式】	
イ 数量	【　】ユニット	
ウ 操作方式	【遠隔手動、現場手動】	
エ 主要項目（1ユニット分につき）		
（ア）油圧ポンプ		
i）数量	【　】基	
	（内、交互運転用【　】基）	
ii）吐出量	【　】m3/min	
iii）全揚程		
最高	【　】m	
常用	【　】m	
iv）電動機	【　】V	
	×【　】P	
	×【　】kW	
（イ）油圧タンク		
i）数量	【　】基	
ii）構造	【鋼板製】	
iii）容量	【　】m3	
iv）主要材質	【　】、	
	厚さ【　】mm	
オ 特記事項		
	（ア）油圧ポンプ等主要なものは交互運転用の機器を備えるものとする。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(イ)油タンクは消防検査合格基準適合品とし、周囲に防油堤を設置すること。なお、必要に応じ防音対策を施す。	
(7)二次燃焼室		
ア 形式	【鉄骨支持自立耐震型】	
イ 数量	2基(1基/炉)	
ウ 主要項目(1基につき)		
(ア)構造	水管壁構造以外の部分は下記の構造を標準とする。	
(イ)炉内天井材質	【 】	
(ウ)炉内側壁材質・厚さ		
第1層	【 】	
	【 】mm	
第2層	【 】	
	【 】mm	
第3層	【 】	
	【 】mm	
第4層	【 】	
	【 】mm	
ケーシング	SS400、厚さ4.5mm以上	
(エ)燃焼室容積	【 】m3	
(オ)再燃焼室容積	【 】m3	
(カ)燃焼室熱負荷	【 】kJ/m3・h以下(高質ごみ)	
エ 付属品	【計測口、点検口等】	
オ 特記事項		
	(ア)二次燃焼室は焼却炉本体の直後に設置し、未燃ガスの燃焼を完結させるためにガス滞留時間を確保する容積を有するとともに、炉の立上げ及び立下げ時におけるダイオキシン類発生防止も併せて抑制する設備とする。(必要な位置での温度計測が可能なこと。)	
	(イ)燃焼室内のガス滞留時間は850℃以上の再燃焼温度域で2秒以上とする。	
	(ウ)二次燃焼空気の均一混合攪拌を図り必要に応じ再燃焼バーナを設置すること。	
3.3.4 助燃装置		
(1)助燃バーナ		
ア 形式	【 】	
イ 数量	【1】基/炉	
ウ 使用燃料種類	【灯油】	
エ 特記事項		
	(ア)炉を速やかに始動することができ、また燃焼室出口温度を所定の値に保つ容量をもつものとする。	
	(イ)焼却炉立上げ時にバーナのみで850℃以上に昇温できるものとする。	
	(ウ)バーナには油受けを設け、油漏れにより周辺が汚れないようにする。	
	(エ)失火監視のため炎監視装置を設置すること。	
(2)燃料貯留槽		
ア 形式	【地下タンク】	

項目	仕様	仕様（提案内容）
イ 数量	2炉分	
ウ 主要項目		
(ア)容量	【　】kL	
(イ)主要材質	【　】	
エ 特記事項		
	(ア)消防法令等に基づくものとし、長期停電に配慮した容量を確保する。	
	(イ)油面計は見やすい位置に設置する。	
(3)燃料移送ポンプ		
ア 形式	【　】	
イ 数量	【2】基（交互運転）	
ウ 特記事項		
	(ア)屋内に設置するとともに、周囲に点検スペースを設けること。	
	(イ)他設備への移送がある場合は、それぞれに必要な容量のポンプ及びサービスタンク等を設けること。	
3．4　燃焼ガス冷却設備		
3．4．1　廃熱ボイラ		
(1)廃熱ボイラ本体		
ア 形式	【　】	
イ 数量	2基（1基/炉）	
ウ 主要項目（1基につき）		
(ア)最高使用圧力	【　】MPa	
(イ)常用圧力	【　】MPa（ボイラドラム）	
	【4.0】MPa（過熱器出口）	
(ウ)蒸気温度	【400】℃（過熱器出口）	
(エ)給水温度	【　】℃（エコノマイザ入口）	
(オ)排ガス温度	【　】℃（エコノマイザ出口）	
(カ)蒸気発生量最大	【　】kg/h	
(キ)伝熱面積合計	【　】m2	
(ク)主要材質		
i)ボイラドラム	【SB又は同等品以上】	
ii)管及び管寄せ	【STB又は同等品以上】	
iii)過熱器	【STB、SUS又は同等品以上】	
(ケ)安全弁	【　】基	
(コ)安全弁圧力		
i)ボイラ	【　】MPa	
ii)過熱器	【　】MPa	
エ 付属品	【水面計、安全弁用消音器、アキュムレータ】	
オ 特記事項		
	(ア)蒸気条件は、常用圧力4.0MPa、温度400℃（いずれも過熱器出口）を標準とし、発電効率、経済性を総合的に勘案して設定する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(イ)ボイラ各部の設計は、電気事業法・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び厚生労働省鋼製ボイラ構造規格及びJIS等の規格・基準に適合する。	
	(ウ)蒸気条件は、高効率ごみ発電施設整備マニュアル（平成21年3月　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に従い、「循環型社会形成推進交付金」の高効率ごみ発電施設の要件を満足する。なお、発電効率は14.0%以上とする。発電効率は、本条件とともに、経済性等を総合的に勘案した中で、提案によるものとする。	
	(エ)蒸発量を安定化させるための制御ができるようにする。	
	(オ)伝熱面はクリンカ、灰等による付着や詰まりの少ない材質・構造とする。	
	(カ)過熱器はダストや排ガスによる摩耗、腐食の起こり難いよう材質、構造、位置に特別の配慮をする。	
	(キ)蒸気噴射によるダストの払い落としを行う場合、ボイラチューブの減肉対策を施す。	
	(ク)ガスのリーク防止対策を十分行う。	
	(ケ)炉内に水冷壁を設ける場合は、腐食防止等のため適切な耐火材を施工する。	
	(コ)発生蒸気は全量過熱する。	
	(サ)廃熱ボイラはダストの払い落としの容易な構造を有するものとする。	
	(シ)ボイラダストは集じん灰の処理系列にて処理するものとする。	
	(ス)ボイラドラムの保有水量は、時間最大蒸気量を考慮したものとする。	
	(セ)ボイラ安全弁用消音器を設置する。	
	(ソ)伝熱管の低温腐食リスクに対して適切な材質選定を行う。	
(2)ボイラ鉄骨、ケーシング、落下灰ホッパシュート		
ア 形式	【自立耐震式】	
イ 数量	2基（1基/炉）	
ウ 主要項目（1基につき）		
(ア)材質		
i)鉄骨	【　】	
ii)ホッパシュート	【　】	
	(厚さ【　】mm以上、必要に応じて耐火材張り)	
(イ)表面温度	80℃未満	
エ 付属品	【ダスト搬出装置】	
オ 特記事項		
	(ア)耐震、熱応力に耐える強度を有する。	
	(イ)ボイラ鉄骨は各缶独立又は複数缶で共通した自立構造（架構）とし、水平荷重は建築構造物が負担しないものとする。	
	(ウ)ガスリーク対策を十分に行う。	
	(エ)シュートは適切な傾斜角を設け、ダストが堆積しないようにする。	
	(オ)作業が安全で容易に行えるように、適所にマンホール又は点検口を設ける。	
3．4．2 スートブロワ		
(1)形式	【電動型蒸気噴射式】	
(2)数量	2基（1基/炉）	

項目	仕様	仕様（提案内容）
(3)主要項目（1炉分につき)		
ア 常用圧力	【 】MPa	
イ 構成		
(ア)長抜差型	【 】台	
(イ)定置型	【 】台	
ウ 蒸気量		
(ア)長抜差型	【 】kg/min/台	
(イ)定置型	【 】kg/min/台	
エ 噴射管材質		
(ア)長抜差型	【SUS】	
(イ)定置型	【SUS】	
(ウ)ノズル	【SUS】	
オ 駆動方式	【電動機】	
カ 電動機		
(ア)長抜差型	【 】V	
	×【 】P	
	×【 】kW	
(イ)定置型	【 】V	
	×【 】P	
	×【 】kW	
キ 操作方式	【自動、遠隔手動、現場手動】	
(4)付属品	【 】	
(5)特記事項		
	ア ボイラ形式に合わせ、本設備又は「第2編　３．４．３　ハンマリング装置」のいずれか、又は両方を設置する。	
	イ 蒸気式の場合は、中央制御室から遠隔操作により自動的にドレンを切り、順次すす吹きを行う構造とする。	
	ウ 蒸気式の場合は、自動運転中の緊急引抜が可能な構造とする。	
	エ 蒸気式の場合は、ドレン及び潤滑油等により、歩廊部が汚れないよう対策を施す。	
	オ 蒸気式の場合は、作動後は、圧縮空気を送入する等内部腐食を防止できる構造とする。	
	カ 必要に応じてアキュムレータを設置する。	
３．４．３　ハンマリング装置		
(1)形式	【槌打式】	
(2)数量	2基（1基/炉）	
(3)主要項目（1基につき)		
ア 主要材質	【 】	
イ 電動機	【 】V	
	×【 】P	
	×【 】kW	
ウ 操作方式	【自動、遠隔手動、現場手動】	
(4)付属品	【 】	

項目	仕様	仕様(提案内容)
(5)特記事項		
	ア ボイラ形式に合わせ、本設備又は「第2編　3．4．2　スートブロワ」のいずれか、又は両方を設置する。	
	イ 形式については槌打式を標準とするが、実績があることを前提に提案も可とする。	
3．4．4　ボイラ給水ポンプ		
(1)形式	【横型多段遠心ポンプ】	
(2)数量	4基(内、交互運転用2基)	
(3)主要項目(1基につき)		
ア 容量	【　】m3/h	
イ 全揚程	【　】m	
ウ 軸受温度	【　】℃	
エ 主要材質		
(ア)ケーシング	【　】	
(イ)インペラ	【　】	
(ウ)シャフト	【　】	
オ 電動機	【　】V	
	×【　】P	
	×【　】kW	
カ 操作方式	【自動、遠隔手動、現場手動】	
(4)特記事項		
	ア 過熱防止装置を設け、余剰水は脱気器に戻す。	
	イ 容量は、ボイラの最大蒸発量に対して20%以上の余裕を見込む。	
	ウ 接点付軸受温度計を設ける。	
	エ 交互運転用は1基以上とし、故障時に自動切換えが可能なようにシステムを構築する。	
3．4．5　脱気器		
(1)形式	【蒸気加熱スプレー式】	
(2)数量	【　】基	
(3)主要項目(1基につき)		
ア 常用圧力	【　】Pa	
イ 処理水温度	【　】℃	
ウ 脱気能力	【　】t/h	
エ 貯水能力	【　】m3	
オ 脱気水酸素含有量	0.03mgO2/L 以下	
カ 構造	【鋼板溶接】	
キ 主要材質		
(ア)本体	【　】	
(イ)スプレーノズル	【　】	
ク 制御方式	【圧力及び液面制御(流量調節弁制御)】	
(4)付属品	【安全弁、安全弁消音器】	

項目	仕様	仕様（提案内容）
(5)特記事項		
	ア 負荷の変動に影響されない形式、構造とする。	
	イ 自動的に温度、圧力、水位の調整を行い、ボイラ給水ポンプがいかなる場合にもキャビテーションを起こさないようにする。	
	ウ 脱気水酸素含有量はJIS B 8223に準拠する。	
	エ 脱気能力は、ボイラ給水能力及び復水の全量に対して、余裕を見込む。	
	オ 貯水容量は、最大ボイラ給水量（1缶分）に対して、10分間以上を確保する。	
３．４．６ 脱気器給水ポンプ		
(1)形式	【 】	
(2)数量	【 】基（内、交互運転用1基）	
(3)主要要目（1基につき）		
ア 容量	【 】m3/h	
イ 全揚程	【 】m	
ウ 流体温度	【 】℃	
エ 主要材質		
（ア）ケーシング	【 】	
（イ）インペラ	【 】	
（ウ）シャフト	【 】	

様式第13号-第3編
設計数値表
※見積要求水準書より仕様入力部抜粋

項目	仕様	仕様(提案内容)
第3編　小松市新ごみ処理施設の運営業務		
第1章　総則		
1．1　運営業務の概要		
1．1．1　一般概要		
	運営業務は、本件事業で整備する本件施設のうち、運営対象施設に関し、基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営するものである。運営事業者は、上記に加え、施設の長寿命化を十分意識した運営を行うものとする。なお、運営業務の実施にあたり、運営事業者が遵守すべき基本方針は、以下のとおりである。	
	(1)ごみ(小動物を含む)の適正処理	
	(2)環境配慮	
	(3)安全確保	
	(4)経済性への配慮	
1．1．2　業務名		
	小松市新ごみ処理施設の運営に係る業務	
1．1．3　履行場所		
	石川県小松市大野町信三郎谷1番地外	
1．1．4　運営事業者の業務範囲		
	運営事業者の業務範囲は、運営対象施設に関する以下の業務とする。	
	(1)運転管理業務	
	(2)維持管理業務	
	(3)環境管理業務	
	(4)有効利用業務	
	(5)情報管理業務	
	(6)防災管理業務	
	(7)その他関連業務	
1．1．5　市の業務範囲		
	(1)運営モニタリング業務	
	(2)対象廃棄物の搬入業務	
	(3)ごみ処理に伴う処分業務	
	(4)余剰電力の売却業務	
	(5)資源物の売却業務	
	(6)住民対応(市が行うべきもので、施設見学を含まない。)業務	
	(7)放射性物質の測定・モニタリング業務	
	(8)運営業務委託料の支払業務	
	なお、詳細は、「第3編　第10章　市の業務」を参照のこと。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
1．1．6　運営期間		
	平成30年7月1日から平成50年6月30日までの20年間とする。	
1．2　一般事項		
1．2．1　公害防止基準		
	運営対象施設の公害防止基準は、「第2編　1．2．11　公害防止基準」とする。ただし、上記を踏まえ、事業者提案により公害防止基準を上回った保証値を設定した場合には、これを運営対象施設の公害防止基準とする。	
1．2．2　用役条件		
	運営対象施設における用役条件は、以下の通りである。なお、これらの調達等については、運営事業者自らの費用と責任において行う。	
⑴給排水		
	給水については、上水とする。	
	また、プラント排水及び生活排水は本件施設内で処理後再利用し無放流（クローズド）とする。	
⑵電力		
	高圧受電とする。ただし、契約電力等は設計・建設業務による。	
⑶燃料		
	燃料は設計・建設業務による。なお、運営事業者は、本件施設への入退出時には、安全の確保に努めなければならない。	
1．2．3　基本性能		
	要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証され、引渡し時において確認される施設の性能である。	
1．2．4　要求水準書の遵守		
	運営事業者は、要求水準書に記載される要件について、遵守する。	
1．2．5　関係法令等の遵守		
	運営事業者は運営期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。	
1．2．6　環境影響評価書の遵守		
	運営事業者は、運営期間中、環境影響評価書を遵守すること。運営時の事後調査（植物、動物の調査を除く）は、市が運営期間中における適切な時期に実施する。また、市が実施する事後調査及びモニタリングにより、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、運営事業者の責任において対策を講ずる。	
1．2．7　関係官公署の指導等		
	運営事業者は運営期間中、関係官公署の指導等に従うものとする。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は運営業務委託契約書に定める。	
1．2．8　官公署等への申請		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	運営事業者は、市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うものとする。	
1．2．9　市及び所轄官庁等への報告		
	運営事業者は、施設の運営に関して、市及び所轄官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応するものとする。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については市の指示に基づき対応するものとする。	
1．2．10　市への報告・協力		
	(1)運営事業者は、施設の運営に関して、市が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出する。	
	(2)本件施設以外に市が運営を行うリサイクルセンター及び最終処分場との連携に関して、市の清掃事業全体に配慮のうえ、市が指示する要請に協力するものとする。	
	(3)運営事業者の定期的な報告は、「第3編　第7章　情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故等は「第3編　第8章　防災管理業務」に基づくものとする。	
1．2．11　周辺施設整備等への協力		
	運営事業者は、事業計画地内及び周辺で市等が行う事業等に対し、市の要請に基づき協力するものとする。	
1．2．12　市の検査		
	市が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営全般に対する立ち入り検査を行う時は、運営事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。	
1．2．13　マニュアル及び計画書等の作成		
	運営業務遂行において運営事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書については、市との協議により作成するものとする。なお、市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに市の承認を得るものとする。	
(1)業務マニュアル		
	運営事業者は、運営業務の実施に先立ち、運営期間を通じた業務遂行に関し、公害防止基準等を遵守する等、要求水準書等に示された要求水準に対して事業者提案において提案された事項（水準）を反映したマニュアル（「業務マニュアル」という。）を、運営業務の各業務に関して作成したうえ、市に対して提出し、市の承諾を得るものとする。	
	なお、事業者は、業務マニュアルの内容を変更する場合には、事前に市の承諾を得るものとする。	
(2)業務計画書（業務実施計画書）		
	運営事業者は、各事業年度が開始する30日前までに、各業務に係る業務計画書（最初の事業年度に関して、業務実施計画書という。）を作成して、市に提出し、各事業年度が開始する前に市の確認を受けなければならない。運営事業者は、市の確認を受けた業務計画書を変更しようとする場合には、市の承諾を受けなければならない。なお、業務計画書の様式、記載方法等については、市と運営事業者の協議により定めるものとする。	
	ここで、以下に業務計画書に含むべき内容を示す。業務実施計画書については、業務計画書に含むべき内容を参考に、市と事業者の協議により定めるものとする。	
	「要求水準書　本編　表３－１　業務計画書に含むべき内容」参照	

項目	仕様	仕様（提案内容）
⑶業務報告書		
	運営事業者は、本件事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、市に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、市と運営事業者の協議により定めるものとする。	
	運営事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、運営事業者の事業所内に作成後契約期間にわたって保管しなければならない。運営事業者は、市の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を市の閲覧又は謄写に供しなければならない。	
1．2．14　保険		
	運営事業者は運営期間中、本件事業の運用上必要と考える保険に加入するものとする。加入する保険の種別等については、市と協議の上決定するものとする。	
1．2．15　地元雇用や地元企業の活用		
	運営事業者は、運営業務の実施に当たって、下請人等を選定する際は、地元企業（市内に本店を有する者。）の中から選定するよう努める。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努める。障害者雇用については、「小松市障害者自立支援協議会」や関係機関等と連携して積極的な雇用や下請人等としての活用に努める。	
1．3　運営対象施設及び対象廃棄物		
1．3．1　運営対象施設		
	運営業務における運営対象施設は、本書において別段の定めがある場合を除き、本件事業で整備される新ごみ処理施設（本件施設）の全ての施設・設備とする。	
1．3．2　対象廃棄物		
⑴対象廃棄物及び処理対象量		
	対象廃棄物及び計画目標年次の処理量は、「第2編　1．2．2　計画処理量」のとおりである。なお、運営期間の処理対象量は、「添付資料13　年度別計画搬入量」を参照のこと。	
1．4　運営業務条件		
1．4．1　運営業務		
	運営業務は、以下に基づいて行うものとする。	
	⑴運営業務委託契約書	
	⑵要求水準書	
	⑶事業者提案	
	⑷その他市の指示するもの	
1．4．2　提出書類の変更		
	運営期間中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、運営事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行うものとする。	
1．5　運営期間終了時の取扱い		
1．5．1　運営期間終了時の機能検査		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	運営事業者は、運営期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、市の立会の下に実施する。	
	当該検査の結果、運営対象施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、市は運営期間終了時の確認とする。	
	また、当該検査の結果、運営対象施設が運営期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。	
	なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、運営期間満了後の運営を担当する事業者（又は市）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいい、適切な点検、補修で使用できる状態とは、20年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で、21年目以降においても安定的な稼働が継続できることをいう。	
	また、「プラント設備が、当初の完成図書において保証されている基本的な性能を満たしている」とは、運営対象施設が「第3編　１．２．３　基本性能」を満たすことをいう。	
	(1)各運営対象施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている。	
	(2)建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。	
	(3)外の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。	
１．５．２　運営期間終了後の運営方法の検討		
	(1)市は、運営期間終了の36箇月前から運営期間終了後の運営対象施設の運営方法について検討する。運営事業者は、市の検討に協力する。	
	(2)市が、運営期間終了後の運営対象施設の運営を自ら実施するか、又はこれについて公募などの方法により新たな運営事業者を選定する場合、運営事業者は次の事項に関して協力する。	
	ア 新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示	
	イ 新たな運営事業者による運営対象施設及び運営状況の視察	
	ウ 運営期間中の引継ぎ業務（最長3箇月）	
	エ その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援	
	(3)運営期間終了時には、運営対象施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡す。また、予備品や消耗品などについては、6箇月間使用できる量を補充した上で、引き渡す。	
	(4)市が運営期間終了後の運営対象施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、運営対象施設の運営の継続に関して市と次に示すように協議に応じる。	
	ア (1)の検討の結果、運営業務の延長が必要となった場合は、市と運営事業者は、本件事業の延長について協議を開始する。運営期間終了日の12箇月前までに、市と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき運営業務は延長される。	
	イ 運営業務の延長に係る協議において、市と運営事業者の合意が、運営期間終了日の12箇月前までに成立しない場合は、前項に規定された運営期間終了日をもって、運営業務は終了する。	
	(5)市が運営事業者と運営期間終了後の運営の継続について協議する場合、運営期間終了後の運営業務に関する委託料は、運営期間中の委託料に基づいて決定する。このために、運営期間中の次の事項に関する費用明細及び運営期間終了翌年度の諸実施計画を事業終了の12箇月前までに提出する。	
	ア 人件費	
	イ 運転経費	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	ウ 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）	
	エ 用役費	
	オ 運営期間中の財務諸表	
	カ その他必要な経費	
第2章　運営体制		
2．1　全体組織計画		
	運営事業者は、運営業務にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画するものとする。	
	(1)運営事業者は、運営業務の実施に当り、適切な業務実施体制を整備する。	
	(2)運営事業者は、本件事業の現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置する。	
	(3)運営事業者は、事業開始後2年間以上は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で、一般廃棄物を対象とした施設規模100t/日以上の発電付き全連続式焼却施設（発電付き焼却施設であることが望ましいが、これに限らない。）の運転・維持管理経験を有する者を配置する。	
	(4)運営事業者は、第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置する。	
	(5)運営事業者は、第3種電気主任技術者の資格を有する者を配置する。なお、当該有資格者については、本件施設、リサイクルセンター及びその他本件施設から配電する施設における電気事業法上の主任技術者に選任する。	
	(6)運営事業者は、本件事業を行うにあたり必要な有資格者を配置する。	
	(7)障害者雇用については、業務内容を適切に考慮の上、「小松市障害者自立支援協議会」や関係機関等と連携して積極的な雇用に努める。	
	「要求水準書　本編　表３－２　必要有資格者（参考）」参照	
2．2　労働安全衛生・作業環境管理		
	運営事業者は、運営業務に係る労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画するものとする。	
	(1)運営事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、運営業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備する。	
	(2)運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告する。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。	
	(3)運営事業者は安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。	
	(4)運営事業者は作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事する労働者に使用させるものとする。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくものとする。	
	(5)運営事業者は「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づきダイオキシン類対策委員会を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守する。なお、ダイオキシン類対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等市が定める者の同席を要する。	
	(6)運営事業者は「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、労働者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行う。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(7)運営事業者は本件施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図る。	
	(8)安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図る。	
	(9)運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を市に提出する。	
	(10)運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行う。	
	(11)運営事業者は労働安全衛生法等関係法令に基づき、労働者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について市に報告する。	
	(12)運営事業者は従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行う。	
	(13)運営事業者は安全確保に必要な訓練を定期的に行う。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議するものとする。	
	(14)運営事業者は場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つものとする。	
2．3　防火管理		
	(1)運営事業者は、消防法等関係法令に基づき、運営対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備する。	
	(2)運営事業者は、整備した防火管理体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。	
	(3)運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行う。	
	(4)特に、ごみピット等については、入念な防火管理を行う。	
2．4　施設警備・防犯		
	(1)運営事業者は、運営対象施設の警備体制を整備する。	
	(2)運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。	
	(3)運営事業者は、運営対象施設の警備を実施し、第三者の安全を確保する。	
	(4)運営事業者は、夜間、休日の来訪者について、必要に応じて対応を行う。	
2．5　連絡体制		
	運営事業者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。	
第3章　運転管理業務		
	運営事業者は、運営対象施設の各設備を適切に運転し、運営対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し搬入される対象廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努める。	
3．1　運転管理体制		
	(1)運営事業者は、運営対象施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(2)運営事業者は、整備した運転管理体制について市に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。	
3．2　運転条件		
	(1)運営事業者は、「第2編　1．2　基本条件」に示す条件に基づき、施設を適切に運転管理する。	
	(2)運営事業者は、搬入される対象廃棄物を滞りなく処理するものとする。ただし、偏った運転計画とはせず、効率的な運転に努める。	
	(3)原則として、1系列90日以上の連続運転を行うよう努める。また、施設の運転時間は24時間/日とする。	
	(4)災害廃棄物を処理する場合等については、日曜日であっても搬入を行うことがあるため、協力するものとする。	
	(5)緊急時の動線については、市と協議を行うものとする。	
	(6)運転（試運転を含む）管理に必要な車両（場内用の積込車両、運搬車両、高所作業車等）は、施設の運転管理・維持管理に支障のない車両を選定し、運営事業者自らの費用と責任で必要な時期までに調達し、維持するものとする。	
3．3　対象廃棄物の受入		
3．3．1　受付管理		
	(1)運営事業者は対象廃棄物、薬剤等副資材及び資源物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認し、管理を行わなければならない。	
	(2)運営事業者は運営対象施設の他、リサイクルセンターや最終処分場への搬入・搬出車、新ストックヤードへの一般持込車、リサイクルセンターから運営対象施設への可燃残さ搬出車等に対して、計量棟にて受付・計量事務を行うものとする。	
	(3)運営事業者は一般持込車に対して、廃棄物の排出地域、性状、形状、内容について、市が定める基準を満たしていることを確認するものとする。持ち込まれた廃棄物が基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。	
	(4)運営事業者は、搬入される対象廃棄物をごみピット等の受入設備にて受入可能である限り、受け入れるものとする。なお、受入可能量を超える恐れがある場合、直ちにその旨を市に報告し、市の指示に従うものとする。	
3．3．2　案内・指示		
	運営事業者は一般持込車に対し、各施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。	
3．3．3　料金徴収		
	(1)運営事業者は許可業者及び一般持込車より、市が定める料金を、市が定める方法で、市に代わり徴収しなければならない。	
	(2)運営事業者は徴収した料金を市へ引き渡すものとする。引渡し方法の詳細は市と運営事業者で協議する。	
3．3．4　受付時間		
	計量棟における受付時間は、「第2編　1．2．5　ごみ搬入日及び搬入時間」のとおりとする。	
3．4　搬入物の性状分析等		
	搬入物の性状分析については、以下のとおりとする。	
	(1)運営事業者は、運営対象施設に搬入された対象廃棄物うち、可燃ごみの性状及びリサイクルセンター可燃性残さについて、定期的に分析・管理を行うものとする。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(2)分析項目、方法については、「昭和52年11月4日環整第95号」に示される項目、方法を満たすものとする。	
	(3)頻度については、年12回（毎月1回）実施する。	
3．5　搬入管理		
	(1)運営事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示するものとする。必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うものとする。また、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うものとする。	
	(2)運営事業者は、運営対象施設に搬入される対象廃棄物について、善良なる管理者の注意義務を持って処理不適物の混入を防止し、混入されていた場合には排除するものとする。また、ごみ区分の間違い等を発見した場合には、速やかに市に報告するとともに、市が行う指導に協力する。	
	(3)運営事業者は、収集する対象廃棄物の中から処理不適物を発見した場合、市に報告する。また、選別された処理不適物については、極力運営対象施設内で処理できるよう前処理等を行うこと。やむを得ず運営対象施設内で処理できないものについては場内にて適切に保管し、「第3編　3．10（2)」に示す方法に従う。	
	(4)運営事業者は、直接搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認するものとする。また、「市では処理できないごみ」としているものについては、持ち帰りを指導し、資源化が可能なものについては、資源化を行うものとする。	
	(5)運営事業者は、上記の選別後に処理不適物が残った場合の取扱いは、上記(3)と同様とする。	
	(6)運営事業者は、直接搬入ごみの荷下ろし時に適切な指示等を行うものとする。	
	(7)運営事業者は、市が不定期に実施する展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力するものとする。	
3．6　適正処理		
	(1)運営事業者は、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された対象廃棄物を適正に処理を行うものとする。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うものとする。	
	(2)運営事業者は、本件施設より回収される焼却灰や飛灰処理物等が関係法令、公害防止基準等を満たすように適正に処理するものとする。	
3．7　適正運転		
	運営事業者は、運営対象施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認する。	
3．8　災害発生時等の協力		
	震災その他不測の事態により、要求水準書に示す災害廃棄物を含む計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理に協力しなければならない。	
3．9　処理不適物等の保管		
	(1)運営事業者は、運営対象施設にて発見された処理不適物を市が指示する状態で一時的に適切に保管する。	
3．10　運営対象施設外への搬出		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(1)運営事業者は、本件施設から発生する焼却灰、飛灰処理物が関係法令、公害防止基準等を満たすことを定期的に確認すること。また、運営対象施設内に一時的に貯留した焼却灰及び飛灰処理物は、運営事業者自ら積込み・搬出を行い、隣接する最終処分場内の市が指定する場所に荷下ろしする。なお、最終処分場内での埋立作業は市で行う。	
	(2)運営対象施設内に一時的に貯留した処理不適物は、運営事業者自ら積込み・搬出を行い、隣接するリサイクルセンター内の市が指定する場所に荷下ろしする。なお、処理・処分は市で行う。	
3. 11　搬出物の性状分析等		
	(1)運営事業者は、運営対象施設から搬出する焼却灰及び飛灰処理物について分析・管理を行うものとする。	
3. 12　運転計画の作成		
	(1)運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市の承認を得なければならない（対象年度の前年の9月末日まで）。	
	(2)運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、市の承認を得なければならない（対象月の前月の20日まで）。	
	(3)運営事業者は、運営対象施設の年間運転計画及び月間運転計画に従って運転管理業務を実施するものとする。	
	(4)運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、市と協議の上、計画の変更をしなければならない。	
3. 13　運転管理マニュアル		
	(1)運営事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成（運営業務開始日の30日前まで）し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。	
	(2)運営事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。	
3. 14　運転管理記録の作成		
	運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。	
3. 15　教育訓練		
3. 15. 1　運転教育計画書の作成		
	運営対象施設に関して、運営期間を通じた運転教育計画書を策定し、市の確認を受ける。	
3. 15. 2　運転教育の実施		
	(1)策定した運転教育計画書に基づき、運営事業者が自ら確保した従事者などに対し、適切な教育訓練を行う。	
	(2)運営開始に際しては、運営対象施設の試運転期間中に建設事業者より運営対象施設の運転に必要な教育訓練を受ける。	
3. 16　試運転期間中の運転管理		
3. 16. 1　試運転、予備性能試験及び引渡性能試験		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	建設事業者が実施する運営対象施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施にかかる業務については、運営事業者がこれを建設事業者から受託して行うことができる。なお、その際の責任分担等は運営事業者、建設事業者の協議により決定し、市の確認を受けるものとする。	
3．17　各種基準値を満足できない場合の対応		
3．17．1　要監視基準と停止基準		
	基本的に本書の性能を満足した運転をするが、公害防止基準等を満足しているか否かの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。	
(1)対象項目		
	要監視基準及び停止基準の項目は、ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭等とする。	
(2)基準値		
	停止基準の基準値は、「第3編　1．2．1　公害防止基準」における公害防止基準とし、要監視基準の基準値は、「第3編　5．1　環境保全基準」にて設定する環境保全基準とする。運転基準値は、事業者提案による。なお、運転基準値については、その超過などが発生した場合でも、是正勧告、委託料の減額の対象としない。	
	「要求水準書　本編　表３－３　要監視基準及び停止基準」参照	
3．17．2　要監視基準を満足できない場合の復旧作業		
	要監視基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。	
	(1)再度計測し要監視基準を満足しているかを確認する。	
	(2)基準を満足できない原因を把握し、市に報告の上、対策を施す。	
	(3)継続して計測を行いながら復旧する。	
3．17．3　停止基準を満足できない場合の復旧作業		
	停止基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。	
	(1)プラント設備を即時停止する。	
	(2)基準を満足できない原因を把握する。	
	(3)復旧計画書（復旧期間のごみ処理を含む）を作成し、市の了解を得る。	
	(4)プラント設備の改善作業を行う。	
	(5)改善作業の終了を報告し市は検査を行う。	
	(6)試運転を行い、その報告書について市の了解を得る。	
	(7)継続して計測を行いながら復旧する。	
第4章　維持管理業務		
	運営事業者は、搬入される対象廃棄物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう運営対象施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理業務を行うものとする。	
4．1　備品・什器・物品・用役の調達		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(1)運営事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、市に提出し、承諾を得るものとする。なお、調達の対象には、以下の事項も含むものとする。	
	ア 計量用のICカード（稼働当初の発行枚数は250枚、2年目以降は毎年30枚程度）	
	(2)運営事業者は、調達計画に基づき、備品・什器・物品・用役の調達を行うものとする。	
	(3)運営事業者は、作成した調達計画を変更する場合には、市と協議の上、市の承諾を得ることにより、当該調達計画を適宜変更することができる。	
	(4)調達計画の作成期限、記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。	
4．2　備品・什器・物品・用役の管理		
	(1)運営事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。	
	(2)運営事業者が使用する備品類（机・ロッカー・TV等）は、必要な時期（必要な時期とは、運営事業者及び建設事業者が本件事業において必要と考える時期であり、設計・建設期間も含むものとする。）に運営業務において調達・購入するものとする。なお、事業期間終了時にこれら備品類の財産処分については、市と協議するものとする。ただし、市は、これらの買取りは予定していない。	
4．3　施設の機能維持		
	運営事業者は、運営対象施設の基本性能を運営期間にわたり確保・維持する。	
4．4　点検・検査計画		
	(1)運営事業者は、点検及び検査を運営対象施設の運営に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。	
	(2)点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（各年度、運営期間を通じたもの）を作成するものとする。	
	(3)点検・検査計画書は市に提出し、その承諾を得るものとする。	
	(4)全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し、計画するものとする。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うものとする。	
	(5)運営事業者は、作成した点検・検査計画を変更する場合には、市と協議の上、市の承諾を得ることにより、当該点検・検査計画を適宜変更することができる。	
	(6)点検・検査計画の作成期限、記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。	
4．5　点検・検査の実施		
	(1)点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施するものとする。	
	(2)日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施するものとする。	
	(3)点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。	
	(4)点検・検査結果報告書を作成し市に提出する。	
	(5)市が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施するものとする。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
4．6　補修に関する考え方		
	(1)補修は、運営対象施設の性能を確保した状態での延命及び事故防止を図り、運営期間終了後も適正に運営対象施設の運営ができるようにすることを目的とする。	
	(2)運営事業者は、運営期間終了の36箇月前に運営期間終了後の補修計画書を作成する。なお、本計画書作成にあたっては市も協力する。	
	(3)想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事については協議する。	
	(4)生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については市と協議する。	
4．7　補修計画の作成		
	(1)運営事業者は、運営期間を通じた補修計画を作成し、市に提出すること。作成した補修計画について、市の承諾を得ること。	
	(2)運営期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出すること。更新した補修計画について、市の承諾を得るものとする。	
	(3)点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市に提出すること。作成した各年度の補修計画は市の承諾を得るものとする。	
	(4)運営事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整である。	
	(5)補修計画の作成期限、記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。	
4．8　補修の実施		
	(1)運営事業者は、点検・検査結果及び補修計画に基づき、運営対象施設の基本性能を確保・維持するために、補修を行うものとする。	
	(2)補修に際しては、補修工事施工計画書を市に提出し、承諾を得るものとする。	
	(3)各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は市との協議による年数保管する。	
	(4)運営事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである（表３－４　補修の範囲（参考））	
	ア 点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整	
	イ 設備が故障した場合の修理、調整	
	ウ 再発防止のための修理、調整	
	「要求水準書　本編　表３－４　補修の範囲（参考）」参照	
4．9　施設の保全		
	運営事業者は、運営対象施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うものとする。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うものとする。	
4．10　機器更新		
	(1)運営事業者は、運営期間内における運営対象施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営期間にわたる更新計画を作成し、市に提出する。作成した更新計画について、市の承諾を得るものとする。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(2)運営事業者は、運営期間中に市が求める場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出する。作成した更新計画について、市の承諾を得るものとする。	
	(3)運営事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、運営事業者の費用と責任において、機器の更新を行う。ただし、法令改正、不可抗力によるものは運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。	
	(4)運営事業者は、作成した更新計画を変更する場合には、市と協議の上、市の承諾を得ることにより、当該更新計画を適宜変更することができる。	
	(5)更新計画の作成期限、記載事項等の詳細は、市及び運営事業者の協議により決定する。	
4. 11　改良保全		
	運営事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し、市と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術又は運営手法の革新等（以下「新技術等」という。）がなされ、運営業務において当該新技術等を導入することにより、短期的若しくは長期的に作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。	
4. 12　精密機能検査		
	(1)運営事業者は、自らの費用負担により、運営対象施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施する。	
	(2)運営事業者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、市に提出する。	
	(3)運営事業者は、精密機能検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本件事業終了後、市に無償で譲渡する。	
	(4)精密機能検査の結果を踏まえ、運営対象施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行う。	
第5章　環境管理業務		
	運営事業者は、運営対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等が実施できるよう環境管理業務を行うものとする。	
5. 1　環境保全基準		
	(1)運営事業者は、公害防止基準、関係法令、環境影響評価書等を遵守した環境保全基準を定める。	
	(2)運営事業者は、運営に当たり、環境保全基準を遵守する。	
	(3)法改正等により環境保全基準を変更する場合は、市と協議するものとする。	
5. 2　環境保全計画		
	(1)運営事業者は、運営期間中、運営対象施設からの排ガス、騒音、振動、悪臭等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、市の承諾を得るものとする。	
	(2)運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認する。	
	(3)運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について市に報告する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
5.３　作業環境管理基準		
	(1)運営事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定める。	
	(2)運営事業者は、運営に当たり、作業環境管理基準を遵守する。	
	(3)法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、市と協議する。	
5.４　作業環境管理計画		
	(1)運営事業者は、運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、市の承諾を得るものとする。	
	(2)運営事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認する。	
	(3)運営事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について市に報告する。	
第6章　有効利用業務		
	運営事業者は、運営対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等を実施し、資源物等の有効利用業務を行うものとする。	
6.１　エネルギーの有効利用		
6.１.１　基本事項		
	運営対象施設の運転により発生する余熱を利用して発電等を行うことにより、安定した余熱利用を図るものとする。	
6.１.２　優先順位		
	蒸気、温水、電力等による余熱利用の優先順位としては、将来的に整備を予定している施設を含め環境美化センター内での利用を優先し、その上で余剰電力が発生する場合については、売電を行うことを基本とする。なお、余熱利用施設への蒸気、温水等の熱媒体による余熱供給については、これを優先する。	
6.１.３　電力の取扱い		
	(1)事業者は、運営期間を通じ、安定した電力の供給を行うため電気事業者と本件施設の買電に係る契約を締結する。	
	(2)市は、運営期間を通じ、電気事業者と本件施設の売電に係る契約を締結する。	
	(3)市の要望によって、運営期間中に本件施設の設計が変更され、電力使用量に変更が生じた場合は、市は変更に関する責任を負い、運営業務委託料を変更する。	
第7章　情報管理業務 7.１　運転記録報告		
	(1)運営事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物排出量（最終処分物等）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、市に提出する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(2)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。	
	(3)運転記録関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。	
7．2　点検・検査報告		
	(1)運営事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、市に提出する。	
	(2)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。	
	(3)点検・検査関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。	
7．3　補修・更新報告		
	(1)運営事業者は、補修計画を記載した補修計画書及び補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、市に提出する。	
	(2)運営事業者は、更新計画を記載した更新計画書及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し､市に提出する。	
	(3)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。	
	(4)補修、更新関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。	
7．4　環境管理報告		
	(1)運営事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、市に提出する。	
	(2)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。	
	(3)環境管理関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。	
7．5　作業環境管理報告		
	(1)運営事業者は、作業環境管理計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、市に提出する。	
	(2)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。	
	(3)作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。	
7．6　有効利用報告		
	(1)運営事業者は、市からの情報提供を受け、回収物の有効利用方法、有効利用先、有効利用量等を記載した有効利用管理報告書を作成し、市に提出する。	
	(2)報告書の提出頻度・時期・詳細項目は市と協議の上、決定するものとする。	
	(3)資源化促進管理関連データは、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。	
7．7　施設情報管理		
	(1)運営事業者は、運営対象施設に関する各種マニュアル、図面等を運営期間にわたり適切に管理する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	(2)運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、運営対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更する。	
	(3)運営対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については市と協議の上、決定するものとする。	
7.８ その他管理記録報告		
	(1)運営事業者は、運営対象施設の設備により管理記録可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、市が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成する。	
	(2)運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づいた清掃工場の維持管理の状況に関する測定値（月ごと）を市に提供する。	
	(3)提出頻度・時期・詳細項目については、市と別途協議の上、決定する。	
	(4)市が要望する管理記録については、法令等で定める年数又は市との協議による年数保管する。	
第8章 防災管理業務		
	運営事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な防災管理業務を行うものとする。	
8.１ 二次災害の防止		
	運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。	
8.２ 緊急対応マニュアルの作成		
	運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承認を得るものとする。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行う。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。	
	また、運営事業者は、BCP（Business Continuity Planning：事業継続計画）を策定し、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、災害発生時に施設機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を構築すること。	
8.３ 自主防災組織の整備		
	運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告する。	
8.４ 防災訓練の実施		
	緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議するものとする。	
8.５ 事故報告書の作成		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出する。	
第9章　関連業務		
	運営事業者は、要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。	
9．1　清掃		
	運営事業者は、運営対象施設の清掃計画を作成し、各施設・設備により、適宜ワックスがけ、窓清掃等の適切な対応を行い、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。	
	なお、運営対象施設内の電球等の備品等の調達、購入、補充等を含むものとする。	
9．1．1　業務の対象範囲		
	運営対象施設を対象とする。	
9．1．2　業務の内容		
	運営事業者は、本件事業で整備した本件施設を衛生的に保ち、作業員及び見学者等が安全かつ快適に使用できるように下記の清掃作業を行う。	
⑴清掃業務		
	ア 日常清掃：毎日1回程度行う清掃作業	
	イ 定期清掃：月1回、若しくは年1回程度の間隔で行う清掃作業	
	ウ 特別清掃：特殊な部位の清掃を年1～3回程度行う清掃作業	
	(ア)外壁窓ガラス洗浄	
	(イ)外壁サッシ洗浄、シャッター清掃（シャッターを設ける場合）	
	(ウ)ブラインド洗浄、照明器具清掃、吸込口及び吹出口清掃、ダクト清掃	
	(エ)排水溝清掃、マンホール清掃	
9．1．3　業務の要求事項		
⑴共通事項		
	ア 運営事業者は清掃業務に必要かつ適正な人員を配置して業務を行い、施設の美観や衛生・清潔さを保つように、清掃作業を実施する。	
	イ 清掃作業は、本件施設の運転等に支障をきたさないよう、方法及び時間等について、あらかじめ市と協議の上、実施する。	
	ウ 清掃作業員は、規律の維持及び衛生に注意するとともに、常に清潔な会社名入りのユニホームを着用する。ただし、作業服・帽子等の色、形式は市職員と明確に識別できるものを着用する。	
	エ 清掃場所の仕上げ材の材質を十分把握し、最適な清掃用具及び洗剤を使用する。	
	オ 作業中は、火災、盗難及びその他の事故防止に注意し、万一備品、建物等を損傷したときは、速やかに市に報告するとともに、運営事業者の責任で原状回復する。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
	カ 清掃作業で使用する衛生消耗品、洗剤、清掃用具、機材、車両及び作業員の被服等は、全て運営事業者の負担とする。	
	キ 清掃作業終了後には、その都度、清掃作業日報を作成の上、市に提出する。	
	ク 作業中に生じた清掃作業員の事故については運営事業者の負担とする。	
⑵清掃業務		
ア 日常清掃及び定期清掃		
（ア）日常清掃		
	日常清掃の実施時間帯については、あらかじめ市と協議の上決定する。	
①床清掃		
	・タイル、塩ビシート等床面は、ほうき、モップ等によるチリ、ホコリ等の除去を行い、必要に応じ水拭き又は中性洗剤による洗浄を行う。	
	・カーペット床面及び畳敷きは掃除機によりチリ、ホコリ等を除去する。	
	・飲料その他による汚染は、発見次第に適正な洗剤で速やかに取り除く。	
②トイレ清掃		
	・手洗器及び便器等の衛生陶器は、洗剤を使用して洗浄し、乾いた布で仕上げ拭きする。特に便器は取扱注意事項に留意して洗浄する。	
	・鏡は乾拭きで仕上げる。	
	・トイレブースは、汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。	
	・トイレットペーパー、水石鹸等は、常に注意して切らさぬよう補充すること。補充は運営事業者が行う。	
	・汚物容器の汚物収集し、容器を洗浄すること。集めた汚物は所定の場所に搬出する。	
③その他の清掃		
	・テーブル、カウンター、机（職員の事務机は除く）、流し台は、水拭きを適宜行う。	
	・風除室等のエントランスのガラス、各ドアの覗きガラス、見学者ホールのガラスの清掃は、適宜行う。	
	・玄関マット等の足拭きマットは、必要に応じ泥、塵等を十分に取り除き洗剤による洗浄後、乾燥させて備え付ける。	
	・屋外施設は、適宜拾い掃きを行う。	
	・吸殻・ごみ箱・厨芥収集を適宜行うこと。集めたごみ等は所定の場所に搬出する。また、ごみ箱外面をタオル拭きする。	
	・屋外排水口が周辺の土砂、落葉等で詰まらないよう、週1回を目安に除去するなど、排水の流れを良好に保つように努める。	
（イ）定期清掃		
	定期清掃は、市と協議の上、運転業務に支障がない時間帯に行う。	
①床清掃		
	・タイル、塩ビシート等床面は、月1回全面洗浄を行い、ワックス塗布仕上を行う。	
	・カーペット床面は、月1回シミ取り剤等を用いてシミ及び汚れをとること。また、年2回全面的　にクリーニング洗浄を行う。	
	・畳は、月1回乾拭きを行う。	
（ウ）特別清掃		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	特別清掃は、あらかじめ市と協議の上、実施する。特別清掃の作業内容と実施時期及び回数は次表のとおりとする。	
	排水溝、マンホールの清掃は、内部の沈殿物を除去した後、内部を圧力洗浄し、流水が良好なことを確認する。また、清掃後の汚泥等は場外搬出・処分する。	
	「要求水準書　本編　表３－５　特別清掃　作業内容」参照	
９．２　除雪		
	運営事業者は、運営対象施設の除雪計画を作成し、降雪時、降雪後の適切な時期に除雪を行うこと。	
９．２．１　業務の対象範囲		
	運営対象施設を対象とする。	
９．２．２　業務の内容		
	運営事業者は、運営対象施設内の降雪に対し、構内道路を中心に車両や人の通行の妨げや安全性に影響する積雪の除去作業を行う。	
９．２．３　業務の要求事項		
	(1)運営事業者は除雪業務に必要かつ適正な人員を配置して業務を行い、構内を通行する車両や人の妨げや安全性に影響する積雪を除去する。	
	(2)除雪作業は、本件施設の運転等に支障をきたさないよう、方法及び時間等について、あらかじめ市と協議の上、実施する。	
	(3)除雪作業員は、規律の維持及び安全に対する注意とともに、常に清潔な会社名入りのユニホームを着用する。ただし、作業服・帽子等の色、形式は市職員と明確に識別できるものを着用する。	
	(4)除雪作業中は、構内を通行する車両や人との事故防止に注意する。万一事故が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、建物等を損傷したときは運営事業者の責任で原状回復する。	
	(5)除雪作業で使用する重機（燃料含む）、その他の機材、用具及び作業員の被服等は、全て運営事業者の負担とする。	
	(6)除雪作業終了後には、その都度、除雪作業日報を作成の上、市に提出する。	
	(7)除雪作業中に生じた作業員の事故については運営事業者の負担とする。	
	(8)除雪した雪は市が指定する場所（敷地内）に投棄（処分）する。	
９．３　植栽管理業務		
９．３．１　業務の対象範囲		
	工事範囲の緑地等の植栽を対象とする。	
９．３．２　業務の内容		
	工事範囲の植栽等を適正に維持管理し、施設内の良好な美観及び環境を保持するため、次の業務を行う。	
	(1)樹木管理	
	(2)芝生管理	
	(3)花壇・草木管理	

項目	仕様	仕様(提案内容)
9．3．3 業務の要求事項		
(1)共通事項		
	ア 運営事業者は、作業項目ごとの作業日程を記載した作業計画書を、年度ごとの作業計画書に添付して市へ提出する。	
	イ 作業日ごとに作業日誌を作成し、作業の実施前、実施中、実施後の状況を撮影した写真を貼付け、業務報告書に添付する。	
	ウ 業務に伴って発生する枝木、刈芝等は、一般廃棄物として適正に処理する。	
	エ 薬剤の散布にあたっては、第三者に危害を及ぼす恐れのないよう、十分に注意をもってあたること。また、事前に市へ散布時期、散布範囲、薬剤の種類等を報告する。	
(2)樹木管理		
ア 樹木の剪定、刈込、枝打ち		
	(ア)樹冠の整正、込みすぎに枯・損枝の発生防止等を目的とし、切詰め、枝抜き等を行う。また、植栽の基本的現状を維持し、かん木の成育に適切となるよう刈り込むもので、樹木の特性等を十分に考慮し、切詰め、中すかし及び枯枝の除去等を行う。	
	(イ)枯・損木については、根の上部付近で切断し、撤去すること。また、撤去後、撤去した樹木の場所及び数量を市へ報告の上、再度植え替えを行う。	
	(ウ)剪定、刈込、枝打ちは、樹種、植栽条件により年2回(夏季剪定・冬季剪定)行う。また、花木の刈込は原則として年2回行う。低木の刈込にあたっては、花芽分化時期 を考慮して作業を行う。	
イ 害虫駆除		
	(ア)樹木等に対する害虫の寄生を予防するとともに、寄生する害虫の駆除を図ることを目的とし、その予防と駆除に最適な薬剤を散布する。また、摘除した害虫・寄生枝は、その拡散及び蘇生の恐れのないよう処分すること。なお、薬剤の散布にあたっては、農薬関連法規及びメーカー等の定める安全基準等を遵守し、人や水・その他環境等に支障及び迷惑を及ぼさないものとする。	
	(イ)病害虫の予防対策を立案し、早期発見、早期対策に努める。病害虫点検を行った後、適切な時期に薬剤散布を、原則として年2回実施する。	
ウ 除草		
	(ア)本作業は、4月上旬から10月末日迄に年4回以上行う。	
	(イ)本作業は、根より掘りおこし、土を払い落とした後、植栽地以外に取り出し、集積の上、放置することなく適切に処分する。	
エ 施肥		
	(ア)本作業は、樹木等の育成に必要な肥料をその特性に応じて施すもので、適応する肥料を用いるとともに効果のある施肥方法により実施する。	
	(イ)施肥は毎年 1 月から 2 月までの期間に、原則として1回行う。	
オ その他		
	(ア)夏季の日照りが続いたときには、適宜潅水を行う。	
	(イ)支柱付の樹木は、必要に応じて支柱との結束直しを行う。また、支柱が破損している場合は補修を行うこと。	
(3)芝生管理		
	ア 芝刈り及び除草を 5月から10月までの期間に、各 2 回以上行う。	
	イ その他、エアレーション、目土散布、施肥、薬剤散布を適宜行う。	
	ウ 芝が踏圧過多、病害虫により著しく裸地化し、芝の張替えが必要である場合は、市へその旨を報告し張替えを行う。	

項目	仕様	仕様（提案内容）
⑷花壇・草木管理		
	季節にあった花を植え、除草、薬剤散布、潅水、施肥など適宜行い、適正に維持管理する。また、草木、地衣類についても適切な維持管理を行う。	
9．4　見学者対応		
	施設の見学を希望する者（年間1,600名程度、日最大100名程度）の対応は、一般市民、小学校及び行政視察等からの見学の申込受付、日程調整、新ごみ処理施設及びリサイクルセンター内の案内・説明の全てにおいて運営事業者にて対応する。ただし、市は行政視察に係る応対や、申込受付等の調整等に対し協力する。	
9．5　市民への対応		
	⑴運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得るものとする。	
	⑵住民等による意見等を運営事業者が受け付けた場合には、速やかに市に報告し、対応等について市と協議を行うものとする。	
	⑶廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4にもとづいて、運営対象施設の維持管理に関し環境省令で定める事項の記録を当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に閲覧を求められた場合には、運営事業者は速やかに対応し、その結果等を市に報告する。	
9．6　協議会の設置		
	⑴運営事業者と市は、運営業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、市、運営事業者との協議により定めるものとする。	
	⑵運営事業者と市は、協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。	
	⑶運営事業者は、市が年3回程度開催する小松市新ごみ処理施設運営協議会に出席し、運転状況を説明する。また、説明に係る資料作成支援を行う。	
第10章　市の業務		
10．1　本件事業において市の実施する業務		
⑴運営モニタリング業務		
	市は、本件事業の実施状況の監視を行う。市が行う運営モニタリングに要する費用は、市負担とする。	
⑵対象廃棄物の搬入業務		
	市は、対象廃棄物を運営対象施設に搬入する。	
⑶ごみ処理に伴う処分業務		
	市は、ごみ処理に伴い発生する処理不適物などの処分を行う。なお、最終処分場への運搬は、市自らの費用と責任において実施する。	
⑷資源物の売却業務		
	市は、処理過程で回収される資源物の売却を行う。	
⑸市民への対応（市が行うべきもので、施設見学を含まない。）業務		
	市は、運営事業者で解決できないクレーム処理等、市民への対応を行う。	
⑹運営業務委託料の支払業務		

項目	仕様	仕様（提案内容）
	市は、運営モニタリングの結果に応じて、運営事業者に運営業務委託料を支払う。	
10.２ モニタリングの実施		
10.２.１ 運営段階		
	市は、運営事業者による運営業務の状況が、運営業務委託契約書及び要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために運営業務の監視を行う。運営事業者は、市の行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。	
	(1)ごみ処理状況の確認	
	(2)ごみ質の確認	
	(3)各種用役の確認	
	(4)副生成物の発生量の確認	
	(5)保守、点検状況の確認	
	(6)安全体制、緊急連絡などの体制の確認	
	(7)安全教育、避難訓練などの実施状況の確認	
	(8)事故記録と予防保全の周知状況の確認	
	(9)緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認	
	(10)初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認	
	(11)公害防止基準などの各基準値への適合性の確認	
	(12)環境モニタリング	
	(13)運転状況、薬品など使用状況の確認	
	(14)事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）	
10.２.２ 事業終了時		
	運営期間終了時には、市は運営事業者から提示された計画の実施状況を確認し、運営事業者による運営対象施設の機能検査などの結果を踏まえて運営対象施設の現状の確認を行い、適切な状況にあることの確認を行う。	
	(1)運営対象施設の機能状況の確認	
	(2)大規模補修を含む運営対象施設の耐用度の確認	
	(3)事業継続に係る経済性評価の確認	

様式第13号
3.2.7　ごみクレーン
表1　各部速度及び電動機

	速度(m/min)	出力(kW)	ED(%)
横行用	【　】	【　】	【　】
走行用	【　】	【　】	【　】
巻上用	【　】	【　】	【　】
開閉用 (油圧式)	開【　】秒以下 閉【　】秒以下	【　】	連続

注:【　】内に提案内容を記載すること。

様式第13号
3.8.8　灰クレーン
表2　各部速度及び電動機

	速度（m/min）	出力（kW）	ED（%）
横行用	【　】	【　】	【　】
走行用	【　】	【　】	【　】
巻上用	【　】	【　】	【　】
開閉用 （油圧式）	開【　】秒以下 閉【　】秒以下	【　】	連続

注：【　】内に提案内容を記載すること。

様式第13号
4.2.3(3) ITV装置
表3 カメラ設置場所リスト

記号	設置場所	台数	種別	ﾚﾝｽﾞ形式	ケース	備考
A	計量棟	1	カラー	電動ｽﾞｰﾑ	全天候	ﾜｲﾊﾟ付き,回転雲台付
B	プラットホーム	2	カラー	電動ｽﾞｰﾑ	防じん	回転雲台付
C	ごみピット	2	カラー	電動ｽﾞｰﾑ	防じん	回転雲台付
D	ごみ投入ホッパ	炉数	カラー	標準	防じん	
E	炉内	炉数	カラー	標準	水冷	
F	灰ピット	2	カラー	電動ｽﾞｰﾑ	防じん	回転雲台付
G	灰搬出室	1	カラー	広角	防じん	
H	煙突	1	カラー	電動ｽﾞｰﾑ	全天候	ﾜｲﾊﾟ付き
I	ボイラドラム液面計	炉数	カラー	標準	水冷or空冷	
J	飛灰処理装置	1	カラー	標準	防じん	
K	発電機室	1	カラー	広角	防じん	
L	構内道路	5	カラー	広角	全天候	ﾜｲﾊﾟ付き

※カメラは、設置場所の環境に応じた対策を講ずること。
※その他必要な場所には設置すること。
※構内道路監視カメラは防犯兼用とし、自動録画できるように計画すること。

注:上記表中における内容の変更は可とするが、変更した場合には、変更箇所がわかるよう赤字にて記載するこ

様式第13号
4.2.3(3) ITV装置
表4 モニタ設置場所リスト

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
中央制御室	6台以上	カラー	25インチワイド以上	A～L	チャンネル切替
	2台以上	カラー	60インチ以上		画面分割
	1台以上	カラー	【 】インチ	L	保安用 チャンネル切替
ごみクレーン操作室	2台以上	カラー	20インチワイド以上	A,B,C,D,E	チャンネル切替
灰クレーン操作室	1台以上	カラー	20インチワイド以上	F,G,H	チャンネル切替
計量室	1台以上	カラー	20インチワイド以上	B,C,L	チャンネル切替
プラットホーム監視室	1台以上	カラー	20インチワイド以上	A,C,L	チャンネル切替
運営事業者事務室	1台以上	カラー	【 】インチ	A～L	チャンネル切替 画面分割
その他	【大会議室】	カラー	【 】インチ	【 】	【 】

※ごみ投入ホッパは投入対象ホッパへの自動切替モードを計画すること
※電動ズーム及び回転雲台の操作は以下のとおり計画すること。
・中央制御室では機能を有する全てのカメラの操作を行えること。
・その他の場所は、運用面を考慮し提案すること。

注:【 】内に提案内容を記載すること。また、上記表中における内容の変更は可とするが、変更した場合には、変更箇所がわかるよう赤字にて記載すること。

様式第13号
5.2.3 工場棟平面計画
表5 各施設の建築物に係る諸元(参考)

所掌	施設	諸室	概要	概略床面積(㎡)	建築面積(㎡)
小松市新ごみ処理施設	工場棟	プラットホーム	可燃ごみ収集車、事業者直接持込み用。車両通行の容易かつ安全を考慮し有効幅18m以上（投入扉と対面する壁面との幅）を確保。	【700】	【2,800】
		プラットホーム監視室	2～3人用の広さ。キッチンユニット、便所設置。	【15】	
		処理機械各室	設備ごとの部屋、保守スペースを確保。	*	
		電気室	中央制御室等関連諸室との配置に注意。	*	
		中央制御室	操作室の他に打合せテーブル、書棚を置く。	【60】	
		電算機室	中央制御室に近接して配置。	【20】	
		クレーン操作室	ごみピットを監視窓越しに直接視認できる場所とし、中央制御室と同室に配置する。	【50】	
		工作室	修理、組み立てを行い収納棚・作業台を置く。	*	
		各種倉庫	薬品庫、油庫、器具庫、備品庫、掃除用具庫	*	
		エアシャワー室	防じんユニット（入口に靴洗い場）。	*	
		消火栓ポンプ室	消防法にて設置。	*	
		防護服室	炉室等に入る防護服、マスク、ヘルメット、靴を着用するスペース。	【10】	
		便所・洗面所（作業員用）	男女別、長靴洗い場設置。	*	
		便所・洗面所（事務員用）	男女別、身障者用、出入り口扉なし。	*	
		職員控室（運営事業者事務室）	運転職員人員の机、棚類を置く。	*	
		湯沸室	キッチンユニット、冷蔵庫、食器棚を置く。	*	
		食堂兼ミーティングルーム	昼人員数のテーブル、いす、流し台、棚を置く。	*	
		休憩室兼仮眠室	和室18畳程度、押入れ、収納、地板を設ける。	*	
		更衣室	男女別、ロッカーを1人2か所使用、予備と収納を設ける。	*	
		浴室	男女別、15人槽実質7人、シャワー水栓10ヵ所程度。	*	
		脱衣室	男女別、脱衣棚と洗面器。	*	
		洗濯室	洗濯機、乾燥機、流し、物干し、収納を設ける。	*	
		掃除用具庫	要所に設置。	*	
		書類用倉庫	書類、図書類の保管、2箇所。	【各60】	
		通用口風除室	傘立てを設置。	【40】	
		通用口玄関	運転職員用玄関（下足履き替え）	【30】	
		見学者通路	2.5m幅を基本とする。	*	
		階段	見学者動線の場合は小学生を考慮。	*	
	渡り廊下		リサイクルセンター間に設置。幅3m程度。	*	*
	計量棟		搬入用・退出用各1基、屋根付き、計量事務室。	*	*
	駐車場		運転員と交代要員の合計人員(最大)に対し、最低1人1台以上を確保。予備5台。	*	*

	駐輪場	従業員用として必要台数分設置。屋根付き。	*	*
	車路・歩道	車道・歩道、白線、ガードレール等。	*	*
	構内散水栓	外構散水用。	*	*
	構内雨水排水側溝	車路排水。	*	
	構内照明	外灯、防犯灯。	*	
	門・囲障	工事範囲境界のフェンス。出入口付近のチェーンの設置。	*	

※概略床面積の「*」印は適切な面積にて提案とする。

注:【　】内に提案内容を記載すること。

様式第13号
5.2.7(1) 外部仕上
表6 建築仕上げ表(外装)

	No.	名称	構造	外壁	屋根	その他(建具等)
記入例	例1	工場棟	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	コンクリート打放しの上、吹付タイル 鉄骨押出成形セメント板の上、吹付タイル	防水:アスファルト防水 下地:コンクリート ルーフドレイン:鋳鉄製 縦樋:塩ビ(カラー) 丸環:SUS製 タラップ:SUS製 笠木:アルミ製 軒天:吹き付けタイル	アルミサッシ(カラー) 電動スチールシャッター ステンレスドア スチールドア アルミガラリ(カラー)
	例2	プラットホーム	鉄筋コンクリート造(腰壁まで) 鉄骨造	コンクリート打放しの上、吹付タイル 鉄骨押出成形セメント板の上、	傾斜屋根:フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板葺き	トップライト
	例3	ごみピット	鉄筋コンクリート造(クレーンガーターまで)及び鉄骨造	コンクリート打放及び押出成形セメント板の上、吹付タイル	防水:シート防水 下地:断熱材	トップライト
	例4	煙突	鉄骨造	耐候性塗装	-	マンホール

(工場棟)

No.	名称	構造	外壁	屋根	その他(建具等)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

(その他)

No.	名称	構造	外壁	屋根	その他(建具等)
1					
2					
3					

「記入例」に記述している仕様はあくまで記入方法を示す参考例であり、標準案として示すものではない。

様式第13号
5.2.7(2) 内部仕上
表7 建築仕上げ表(内装)
(工場棟)

No.	室名	床	巾木	壁	天井	その他項目
1	ごみピット	水密コンクリート 金ゴテ押え		ピット部 水密コンクリート打放し 上部 コンクリート打放し	直天井	トップライト又はサイドライト ごみ貯留目盛 スクリーン
2	機械諸室 (地階)	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	コンクリート打放し	コンクリート打放し	外部廻り側溝
3	機械諸室(地階)(騒音のある諸室)	同 上	コンクリート打放し	吸音材	吸音材	外部廻り側溝
4	炉室	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	コンクリート打放し 版表し	直天井	換気モニタ
5	排水処理設備室	同 上 一部耐薬品塗装	コンクリート打放し，目地 一部耐薬品塗装	コンクリート打放し	コンクリート打放し	
6	機械諸室 (地上階)	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	同 上	直天井	
7	機械諸室(地上階)(騒音のある諸室)	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	吸音材	吸音材	
8	受変電室	コンクリート金ゴテ押え 合成樹脂塗床	コンクリート打放し 目地 合成樹脂塗装	E．P	デッキ表し	ケーブルピット
9	タービン発電気室	同 上	同 上	吸音材	吸音材	
10	誘引送風機室	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	吸音材	吸音材	
11	搬出設備室	同 上	同 上	コンクリート打放し 版表し	デッキ表し	
12	排ガス処理設備室	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	版表し	直天井	
13	建築設備機械室	同 上	同 上	吸音材	吸音材	
14	プラットホーム	コンクリート耐摩耗仕上げ	コンクリート打放し	コンクリート打放し 版表し	デッキ表し	床勾配1.5% 排水溝蓋:グレーチング
15	ホッパステージ	コンクリート金ゴテ押え	同 上	コンクリート打放し	直天井	床、壁はバケットの衝突を考慮
16	プラットホーム監視室	ビニールタイル	ビニル巾木	プラスターボード クロス	化粧石膏ボード	
17	クレーン操作室	タイルカーペット フリーアクセスフロア	同 上	同 上	岩綿吸音板 PB 捨張	ピット側はめ殺し窓
18	中央制御室	タイルカーペット フリーアクセスフロア	同 上	同 上	同 上	廊下側には見学窓
19	電算機室	同 上	同 上	同 上	同 上	
20	電気室	コンクリート金ゴテ押え 防塵塗床 合成樹脂塗床	コンクリート打放し 合成樹脂塗装	コンクリート打放し	コンクリート打放し	ケーブルピット
21	押込送風機室	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	吸音材	吸音材	
22	脱臭装置室	同 上		コンクリート打放し	コンクリート打放し	
23	EVホール	コンクリート金ゴテ押え 長尺塩ビシート	ビニル巾木	プラスターボード クロス	岩綿吸音板 PB 下地	
24	見学者通路 見学者ホール	コンクリート金ゴテ押え 長尺塩ビシート	同 上	同 上	岩綿吸音板 PB 下地	両側に手摺 見学窓
25	階段室	コンクリート金ゴテ押え 長尺塩ビシート	ビニル巾木	コンクリート打放しの上クロス	段裏OP 最上階化粧石膏ボー	
26	便所 (内部) (外部)	長尺塩ビシート 磁器質タイル貼 アスファルト防水	ビニル巾木	ケイカル板 GP 半磁器質タイル貼	岩綿吸音板 PB 下地 ケイカル板 GP	
27	ランプウェイ(設置する場合)	コンクリート刷毛引きリング模様仕上げ	コンクリート打放し	コンクリート打放しの上吹付タイル	カラーガルバリウム鋼板表し	床勾配10% 排水溝蓋:グレーチング
28	渡り廊下	長尺塩ビシート	ビニル巾木	クロス	岩綿吸音板 PB 下地	両側に手摺
29	玄関ホール	磁器質タイル 長尺塩ビシート	磁器質タイル ビニル巾木	磁器質タイル クロス	岩綿吸音板 PB 下地	傘立て
30	ミーティングルーム	長尺塩ビシート	ビニル巾木	クロス	岩綿吸音板 PB 下地	
31	更衣室	長尺塩ビシート	ビニル巾木	プラスターボード EP	岩綿吸音板 PB 下地	
32	書庫、収納庫	長尺塩ビシート	ビニル巾木	プラスターボードEP	化粧石膏ボード	移動ラック